

令和 8 年 舟形町議会
第 2 回定例会会議録

舟形町議会

令和8年第2回舟形町議会定例会会議録

招集年月日 令和8年5月29日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 6月8日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 廣 好

6番 奥 山 謙 三

2番 叶 内 昌 樹

7番 佐 藤 広 幸

3番 荒 澤 広 光

8番 八 畝 太

4番 伊 藤 欽 一

9番 石 山 和 春

5番 小 国 浩 文

10番 斎 藤 好 彦

不応招議員(なし)

令和8年6月8日（月曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和8年舟形町議会第2回定例会第1日目

令和8年6月8日（月）

出席議員（10名）

1番 伊藤 廣 好	6番 奥 山 謙 三
2番 叶 内 昌 樹	7番 佐 藤 広 幸
3番 荒 澤 広 光	8番 八 畝 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 石 山 和 春
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	新規就農・女性活躍支援室長	岡 崎 千恵子	
副 町 長 伊 藤 幸 一	地 域 整 備 課 長	伊 藤 秀 樹	
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	鍛 冶 紀 邦	地 域 強 靱 化 対 策 室 長	伊 藤 英 一
デジタルファースト推進室長	佐 藤 仁	会 計 管 理 者	相 馬 広 志
まちづくり課長	曾根田 健	農 業 委 員 会 会 長	叶 内 栄 一
ふるさと応援推進室長	野 尻 誠	総 務 課 財 政 係 長	仲 野 健 太
住 民 税 務 課 長	豊 岡 将 志	教 育 長	浅 井 純
危 機 管 理 室 長	植 松 昌 人	教 育 課 長	森 英 利
健 康 福 祉 課 長	沼 澤 一 征	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
農 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博	監 査 委 員 事 務 局 長	大 場 健 一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	大 場 健 一	事 務 補 助 員	大 場 正 江
-------------	---------	-----------	---------

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和8年第2回舟形町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をいたします。3番荒澤広光議員、9番石山和春議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、八咫議会運営委員長よりお願いをいたします。

8番 それでは私から、去る令和8年5月29日に開催されました議会運営委員会において、令和8年第2回定例会の会期について協議いたしましたので、ご報告をいたします。

令和8年第2回舟形町議会定例会の会期は、本日6月8日より10日までの3日間とすることに決定しましたので、ご報告をいたします。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、八咫議会運営委員長報告のとおり、6月8日から10日までの3日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日より10日までの3日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告につきましては、議案書掲載のとおりでございます。朗読は省略をいたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告につきましては、議案書掲載のとおりでございます。朗読は省略をいたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告をお受けいたします。森町長。

町長 おはようございます。

本日は、令和8年第2回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

先日5月30日に、令和7年国勢調査の速報値が発表されました。それによりますと、舟形町においては、前回調査より527人減の4,480人でありました。日本全体では、日本の総人口は前回から309万7,000人減少し、1億2,304万9,524人となりました。驚くべきことは、東京都以外の全ての道府県で人口が減少しています。さらに、東京、埼玉、千葉、神奈川の「東京圏（1都3県）」だけで、日本全体の人口の「30.1%」を占めるという結果が出ました。日本全体が急激に縮小する中で、改めて首都圏への一極集中だけが加速しているという地方にとっては極めて厳しい構造が浮き彫りとなりました。

このような中で、山形県の総人口は99万3,127人となり、1920年の第1回調査の96万8,925人に次いで2番目に低い水準となりました。県の人口減少率は7%を記録し、全国的に見ると、秋田県、青森県に次いで岩手県と並ぶ高い減少率であり、急激な人口収縮の波が東北地方を襲っている状況であります。

このような状況下において、山形県は、県内35市町村全てで人口が減少しました。地域別で見ますと、村山地域が5.6%の減少、置賜地域と庄内地域がともに8%の減少となっております。その中であって最上地域の減少率は10.9%と、県内で唯一2桁台の減少率を記録しています。自治体ごとに見ると、比較的減少率が低かったのは、庄内地域の三川町が6.0%、次いで山辺町の6.1%、中山町の6.8%となどとなっております。一方で減少率が高かった自治体は、大石田町と戸沢村が15.4%、大蔵村が15.1%、真室川町が14.8%、朝日町が14.3%となっております。ほかの最上管内自治体では、最上町が13.6%、金山町が13.1%、鮭川村が12.4%という非常に厳しい減少ペースとなっております。

このような厳しい最上地域にあって、舟形町の全人口は前回調査から527人減少し4,480人、減少率は10.5%となりました。5,000人の大台を割り込み、10.5%という2桁の減少率であることは重く受け止めなければなりません。しかし、周辺自治体が12%から15%を超える減少に直面する中で、舟形町の10.5%という数字は、最上管内7町村の中で『最も低い減少率』にとどまっています。

さらに、県内全体に目を向けますと、舟形町は県内全22町村の中で「15番目の減少率（低いほうから数えると8番目）」となり、厳しい環境下にあっても中位にしっかりと踏みとどまりました。この結果、今回の国勢調査で、40年ぶりに舟形町の人口が金山町の人口を上回りました。このことは、これまで町が進めてきた目指す将来像「住んでいる人が誇れるまちづくり“わくわく未来ふながた”」による総合発展計画の7つの基本目標と重点プロジェクトの、各種施策が確実に功を奏してきている証左であると考えております。

しかし、1都3県への集中からも分かるとおり、人口問題はもはや一つの自治体だけでは解決できるものではありません。

この最上地域全体の活力を維持するためには、圏域の核となる中心市・新庄市がこれまで以上に「もっと魅力あるまち」へと発展していくことが必要であります。新庄市が強い牽引力を持ち、そして最上8市町村がこれまでにない強い絆で協力・連携し、ワンチームとなって取り組まなければ、地域全体の縮小を止めることはできないと考えております。

私たちは、今後、人口減少という大きな時代の波を受けつつ、決して人口数だけにはとらわれ悲観し、立ち止まることなく前を向き、一步一步未来へと歩みを進めなければなりません。これから、今この舟形町に住んでいる一人一人の町民の皆様が豊かさを実感し、「この町に住んでいてよかった」と心から誇れるまちづくりを進めてまいります。

次に、3月定例町議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

(1) 最上広域市町村圏事務組合新消防庁舎竣工式について。

令和8年3月24日火曜日に、最上広域市町村圏事務組合新消防庁舎竣工記念式典が執り行われ、関係者が出席し、地域の安全・安心を支える新たな拠点の完成を祝いました。

新庁舎は、大規模災害時でも消防機能を継続できる構造を備えており、高機能消防指令センターや非常用自家発電設備、敷地内ヘリポートなどが整備されております。

これにより、災害時の指令、救急・救助体制が大幅に強化されることが期待されます。

また、救急・救助・消防の各機能がより強固な体制で運用されることで、地域全体の防災力向上に大きく寄与する施設となっております。

(2) ほほえみ保育園入園式、舟形小学校、中学校入学式について。

4月4日土曜日に、年少児17名が出席し、ほほえみ保育園の入園式が行われました。新入児たちは緊張しながらも、名前を呼ばれると元気いっぱい返事をしておりました。昨年度からの事業である通園かばん支給事業として、新入児一人一人に通園かばんを手渡しいたしました。

また、4月8日水曜日には、舟形小学校へ19名の児童が、舟形中学校へ34名の生徒が保護者に見守られながら出席し、入学式が行われました。

(3) 最上小国川清流未来振興機構代表者会議について。

4月27日月曜日、舟形町中央公民館3階大ホールにおいて、令和8年度最上小国川清流未来振興機構代表者会議が開催されました。

山形県からは、最上総合支庁長をはじめとして、農林水産部水産基盤強化主幹、県土整備部技術統括監が、最上町と舟形町の両町からは町長及び町議会議長が、小国川漁協からは組合長などが出席し、さらにはオブザーバーとして森林管理署最上支所長と新庄河川事務所技術副所長が出席して、最上小国川流域の振興発展に関して協議されました。

会議中、協定延長に伴い、流域全体の振興計画である「第2次最上小国川清流未来振興計画」の策定について、話し合われました。参加者の意見を聞いたところ、治水や防災、清流を守り・育て・生かす地域など多岐にわたる充実した内容であることから、原案どおりに策定することを決定いたしました。

これからも関係者が機構の中で協議を重ねながら、様々な取組を進め、お互いの信頼感をさらに高めていくことを確認いたしました。

(4) 第43回ふながた若鮎まつりについて。

5月18日月曜日に開催された第43回ふながた若鮎まつり実行委員会において、本年度の開催日程が9月12日土曜日、13日日曜日の2日間、会場はアユパーク舟形に正式決定いたしました。当日は例年大人気の「子ども鮎つかみ取り体験」をはじめ、多彩なイベントを予定しております。ステージでは、12日に羽山みずきさん、13日に杜このみさんによる歌謡ショーを開催するほか、町芸術文化協会などによるステージ発表も行われます。

また、今年度も無料シャトルバスの運行を予定しております。舟形町の「形・香り・味」の三拍子そろった自慢の鮎を町民の皆様はもちろん、町外からの多くの皆様にも楽しんでいただければ幸いと思っております。

(5) B&G財団及び東北ブロックB&G海洋センター等所在市町村間災害時相互応援協定締結式及び東北ブロック連絡協議会総会について。

5月20日水曜日に、青森県五所川原市において、令和8年度東北ブロック連絡協議会総会と併せて、東北ブロックのB&G海洋センターが所在する62市町村のうち47市町村とB&G財団で、このたび東北ブロック災害時相互応援協定式が行われました。これは東北ブロックのB&G海洋センターが所在する自治体とB&G財団で手を取り合い、連携して、災害支援活動を実施していく関係性の構築を目指すものであります。

以上、5件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会にて提案します案件は、承認案件について6件、報告案件について5件、令和8年度一般会計、特別会計補正予算について2件、条例の設定について1件、条例の制定について1件、請負契約の締結について1件、以上16件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。

なお、3月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

日程第6 一般質問

議長 日程第6 一般質問をお受けいたします。順次発言を許可いたします。2番叶内昌樹議員。

2番 おはようございます。さきの通告書に従いまして、私から一般質問させていただきます。

質問といたしまして、学生の移動支援と公共交通の利便性向上の考えはということです。

1つ目といたしまして、舟形町では、小学校の統合以降、多くの児童がスクールバスを利用していますが、部活動や塾、放課後の課外活動など、既存のスクールバス運行枠に収まらない移動ニーズが存在します。

町では、新たに舟形町こどもの権利条例として舟形町こどもまんなか条例を制定しました。そこで移動支援等について幾つか質問いたします。

①学習塾等のスクールバスの運行外における児童・生徒の移動手段について、町はどのような認識を持っているのか。

②デマンド型乗合タクシーまたはタクシーにおいて、小中高生がより利用しやすくなるような運賃設定（学生割引の拡充）を検討できないか、考えを伺います。

2つ目といたしまして、デマンド型乗合タクシーとタクシーの明確な周知についてお伺いします。住民や生徒保護者から、デマンド型乗合タクシーを呼んだつもりが普通のタクシーが来て、高額な料金がかかったということが見受けられます。町では丁寧に周知していることとは思いますが、サービスの違い（予約制、乗合い、料金体系）について、高齢者や保護者や子供にも分かりやすいガイドラインを再整備すべきではないか。また、電話予約時のオペレーターによる確認作業の徹底や、誤認防止策の現状と今後の改善策を伺います。

町長 それでは、2番叶内昌樹議員の「学生の移動支援と公共交通の利便性向上の考えは」についてのご質問にお答えします。

初めに、ご質問1点目のスクールバスの運行における児童・生徒の移動手段の認識についてですが、町の認識についてお答えする前に、まずご質問の中で触れられております「舟形町こどもまんなか条例」について、認識の共有を含め、再度ご説明を申し上げます。

「子供の権利」については、1989年、国際連合において「子どもの権利条約」が採択され、子供が守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体であることを明確にいたしました。日本におきましても、この精神を国内法において具現化するために、2022年に「子ども基本法」が制定され、子供政策の総合調整・司令塔機能を担う「こども家庭庁」が設置されました。

ここで正しく認識しなければならないのは、「子供の権利とは何か」というところでございます。この「権利」という言葉が、「消費者の権利」や「利便性の要求」として誤解を招きやすいところでもあります。「どこかへ行くための物理的な交通インフラなどの移動手段を無条件に提供させる権利」や、「自由に物を買う権利」あるいは「大人の言うことを無視して自らのわがままを何でも通す権利」といった物やサービス、自己中心的な欲求を主張するものではありません。子供が1人の人間として貴い命が守られ、自分らしく健やかに育ち、幸せに生

きていくために、全ての子供に与えられる平等な権利を指しております。すなわち、子供というかけがえのない存在が生まれ持った可能性を最大限に開花させるために、社会が最低限保障しなければならない「成長のための土壌」こそが、子供の権利の本質であることをご理解いただきたいと思います。

本年4月1日に施行しました「舟形町こどもまんなか条例」は、町の宝である子供たちを真ん中に据え、全ての子供が生まれながらに持っている権利を町全体で尊重し、守り育ていくための町と町民の約束であります。本条例は、「子供の権利条約」及び「子供基本法」の精神にのっとり、子供を1人の人間として尊重し、「安心して生きる」「自分らしく生きる」「豊かに育つ」「参加する」という4つの子供の権利を保障するものであります。この権利を守り、一人一人の無限の可能性と個性を輝かせるために、行政、保護者、町民、そして学校や教育関係者がそれぞれの立場で役割を果たし、互いに協力・連携しながら、町全体で包括的に成長を支え合うこととしております。また、単に子供の保護のためだけではなく、子供たちが日々の生活の中で、「この町で大切にされている」と心から実感できる環境を整えることで、郷土への深い愛着と誇りが育まれるものと捉えております。

「子供の未来は、当町の未来」でもあります。子供から大人まで住んでいる全ての人が町に誇りを持ち、誰もが幸せを実感できる「わくわく未来ふながた」を創造するために、大きな役割を果たすものであります。

その上で、スクールバスの運行外における児童・生徒の移動手段についての町の認識についてですが、町のスクールバスの本来の目的は「学校教育における安全な送迎」をしっかりと堅持することであり、学校の管理下にある時間帯においては、運行ルートや時間の最適化を図り、確実な送迎対応を行っているところであります。学習塾など学校管理下外の私的な活動につきましては、目的地や時間帯も多岐にわたることから、スクールバスによる移動支援は考えておりません。

次に、デマンド型乗合タクシーまたはタクシーにおける学生割引の拡充についてですが、現時点において町には学生割引という制度はありません。デマンド型乗合タクシーについては、町内便が片道300円、町外便が片道500円、通常のタクシーに比べて安価な料金を設定しており、これはデマンド型乗合タクシーの利用者は高齢者だけではなく、状況によっては小中高生の利用も想定したものでありますので、現時点においては、学生割引を検討する考えはありません。

また、通常のタクシーへの助成については、令和6年度に開催された模擬議会において、村山市のファミリーサポートタクシー利用助成事業を事例にご質問をいただきましたが、当町といたしましては、通常のタクシー料金への助成ではなく、デマンド型乗合タクシーをご利用いただきたいたいとお答えをしており、現時点において町の方針に変更はございません。

最後に、ご質問2点目のデマンド型乗合タクシーとタクシーの明確な周知についてですが、デマンド型乗合タクシーを予約したつもりが、実際には通常のタクシーであったということについては、タクシー会社からも報告を受けており、昨年から3件ほどあるようでありました。

内容については、タクシー会社側では、デマンド型乗合タクシーについては1時間前までの予約制で定時運行のため、直前の予約や、定時運行外の以外の時間帯の予約については、デマンド型乗合タクシーと通常のタクシーの確認を取っていなかったようであります。デマンド型乗合タクシーと通常のタクシーの誤認については、そのほとんどが高齢者であり、デマンド型乗合タクシーは電話をすればいつも運行してくれると思い込んでいる方もいらっしゃるようで、タクシー会社では誤認があった場合に利用者に対して説明し、ご理解をいただいているとのことでしたが、今後の対応策としては、タクシー会社において、利用者からの予約の際に、デマンド型乗合タクシーと通常のタクシーの確認を行うこととしております。

また、ガイドラインの再整備については、誤認の大きな原因である予約時間と運行時間について、利用1時間前までの予約であること、予約による定時運行であることについて、より分かりやすく表記することを検討し、町広報紙等においても再度周知を行うなどして、誤認防止に取り組んでまいりたいと考えます。

2番 ご答弁ありがとうございます。

子供条例等につきましては、前回も少し触れましたけれども、子供がこの町で大切にされていると心から実感できる環境づくりや、生まれ持った可能性を開花させるための成長のための土壌を保護することこそが本質であるということについては、私も全く同感であります。

しかし、私が懸念しているのは、決して子供のわがままや権利上の勝手な要求ではなく、学校統合以降、放課後の部活動や塾、地域の課外活動に参加したくても、自力での移動手段がないために、学びや成長の機会を諦めざるを得ないまたは保護者等の送迎等も難しい状況のときに利用できるのが、公共的なものですけれども、以前からいろんな方も質問あると思いますけれども、やっぱりデマンドタクシーの時間帯の幅がちょっと広過ぎるということと、あとやっぱりタクシー会社と兼務ということをしている状況でありますので、希望したい時間になかなかデマンドタクシーがつかまらないというような状況にはなっていると思います。その点は理解しております。

ただ、そういったある夜の暗い道を、危険を、学びや成長の機会を諦めながら、または夜間の暗い道を危険を伴いながら移動せざるを得ない子供たちが、現実存在しているという安全面及び機会均等の課題であると思います。スクールバスの本来の目的は、学校教育における安全な送迎であるという町のスタンスは理解いたしました。では、スクールバスの枠に収ま

らない時間帯において、子供たちが安全に活動し、可能性を伸ばすための成長のための土壌、移動手段を、町は今後、デマンドタクシーまたはタクシー等の活用、拡充という視点から、どのように保護していくような考えがお持ちなのか、町長のご意見を伺います。

町長 スクールバスと、まずデマンドタクシーと分けて考えなければいけないというふうに思います。デマンドタクシー、乗合タクシーができたきっかけにつきましては、町営バスが空気バスと言われて、非常に誰も乗らないのにずっと走っているというふうなところを踏まえて、もっと、多分、4番議員さんからの質問もあったんですが、フェース・ツー・フェースで玄関までしっかりと迎えに行くような、そういう仕組みづくりの公共交通をつくるべきではないかというふうなところもあって、デマンドタクシー、デマンド乗合タクシーというものを設置しました。その際につきましては、後で出てきますけれども、町営バスに乗っていらっしゃる方というのはお医者さんに来るとか、それから僅かでありましたけれども、高校生が通学に使っているというふうなところのことを設定しまして、デマンドタクシーについては、そういう通院とか通学の時間帯に合わせるというふうなところでスタートしております。

価格についても、高校生やお年寄りが乗るためにというふうなことで、300円と500円と定額にして設定しているわけでございます。それから、スクールバスについては中学校が統合し、スクールバスが多くなりました。さらには、小学校も一つになったというふうなところで、それらの対応というふうなことで、スクールバスも十分な数を想定して配備しておるような状況です。その中で、なかなか新庄の塾に通えないというふうなところもあるのでというふうなことで、放課後、若鮎塾というふうなところも中学校で開催し、それ以降、形は変わりましたが、教育委員会で放課後若鮎塾とか実施しております。

町としましては、そういう学びの機会を減らしているわけではなく、そういうところで満足しない方は新庄市内の塾に通わざるを得ないというふうに思いますので、最低限のところは町としてやっていると。

スクールバスの運行についても、基本的には通学のところに使うわけですが、土曜、日曜の部活動の利用等についても、スクールバスを対外試合的には使わせているというふうな状況であります。やはり、それを1回1回、部活動あるときは全てスクールバスでというふうなところについては限界があるわけです。

ですから、議員さんがおっしゃるのは理想として十分分かるんですが、どこまでそういったことに配慮できるかというのは物理的にも無理があるというふうなところでもありますので、そこら辺については、決して子供を突き放しているわけでもなく、4月1日、浅井教育長さんが中心となってこどもまんなか条例も県内初で制定しました。それだけ子供たちの教育等については真剣に、そして誰よりも舟形町の未来をつくる宝物だというふうな思いの中で設置しているわけでございますので、そういった面を含めて、どこが落としどころになるかと

いうふうなところを、考えていかなければいけないというふうに思います。少子化の中でますます大事になる子供たちでありますので、今後も議会の方々と一緒に議論しながら、子供のよりよい姿をしっかりと育てられるように頑張っていきたいというふうに思います。

2番 ありがとうございます。そういった子供にとってのいろいろな施策は、町で進めているのは十分承知しております。今回、スクールバスの教育環境の中では理解しました。また、この対応がスクールバスではない既存の公共交通であるデマンド型乗合タクシーやタクシーを、やっぱり小中高校生がより利用しやすくなる環境づくりが急務であると考えます。

確かに、デマンド型タクシーは低料金ではいいと思いますけれども、やはりタクシー料金とありますと3倍、4倍の金額が加算されるわけで、今回報告が3件ということでもありますけれども、これは報告だけであって、実際私は生徒さんの保護者のほうから、駅から電話したらデマンドタクシーを使う予定か全然分からなかったので取りあえずデマンドタクシーを聞こうとしたら、もう舟形駅にいますと言ったら、はい、分かりましたって切られたらしいんです。本人はデマンドタクシーを、保護者から使えと言われた感じで呼んだつもりが、実際何も言わず自宅まで行ったら、2,600円という形で言われて、たまたまうちが誰も留守でうちにも少しお金が何かあったらしくて、そこで支払ったらしいんですけれども、やはりそこでやはり高校生とかなかなか言いづらい場合に対して、それと保護者から、やっぱり保護者もデマンドタクシーの乗り方とか、制度的なものが理解してなかったらしくて、やはり使う側、町報とかそういう告知はしているんですけれども、やはり目を通さない方もいらっしゃると思ひまして、ましてや学生、高校生や中学生にとっては全然知らない方が多いのかなとちょっと思ったもので、このような質問をさせていただいております。

今回、教育関係の中でのスクールバス等については分かりました。ただ、やはりタクシーとデマンドタクシーについて、やはりタクシーのほうの一律の定額賃金に、高校生とか何か学生証を提出するとか、やはり家計の負担にもつながると思いますので、町では公共交通がもうタクシーという一択しかない状況でありますので、デマンドタクシーの増便等がなければやはり高校生、学生にとって負担が大きい移動手段にとって、そういうような考えがないのかまずお聞きします。

町長 私が報告を受けているのは、富田の高校生がというところであるんですが、やはり1時間前に申込みがなかったというふうなところを、タクシー側でも伝えたというふうなところで、双方の情報がちょっと違うようでもありますけれども、それでもいいからというふうなところになったようでもありますし、その1件だけであります。いろいろな状況で高校生とかも使えるというふうになるんですが、我々の時代は、私は堀内の山家というところに住んでいて9キロから10キロぐらいあったんですが、毎朝自転車で舟形駅まで通っていたというふうなことを考えると、最近はあまりにもちょっと過保護過ぎるかなというふうな思いもありま

す。ただ、その昔話を現実に今の時代に持ってこれるかかって言ったら、そんなことは誰もしないというふうに言われそうなので、そこは時代に合わせていかなければいけないというふうに思いますが、ただ、やはり、舟形町のデマンドタクシーと、それからタクシー業務を担っていただいているのは、町の町内企業さんであります。前にも申し上げたかもしれませんが、最上8町村でタクシー会社が存在しているのは、新庄市と舟形町だけであります。そういった中で、やはり既存の舟形町にあるタクシー会社さんも利用しながら、両方共存共栄できるような、そういう体制をつくっていかねば、やはり最上町さんのほうでいろいろ大変なことになっているようでもありますけれども、ライドシェアというのが本当にいいのかどうか。大石田町のライドシェアの車が駅前に2台ほど止まっていますが、動いていたところを見たことなかったんですが、昨日帰ってきましたら1台なくなっていましたので、1台は動いているのかなと思ったんですが、あまり利用されていないというふうなところもあるようです。

何が本当にいいのかというふうなところと、それから、タクシーについても、高齢者の方々にはタクシー券を付与しています。それと同様に、高校生とか小学生、中学生に、タクシーの補助券を出していいかというふうなところについては、ちょっと大きな問題があるように思いますので、まずは、公共交通機関の未発達の舟形町にとって、子供たちのニーズというものがどこにあるのかと、それほどタクシーを利用しなければならないような、そういうことが現実に相当数あるのかというふうなところを、やっぱり考えていかなければいけないというふうに思います。

また、部活動で夜遅くなってタクシーでうちに帰るというふうなところについて、町で支援をするなりというふうなことについても、やはり舟形町の町民の方々にとっての感情的な問題もあるかというふうに思いますので、やはりそこら辺は落としどころといいますか、どのところに設定を置くかというふうなところについては、よく話し合って進めていかなければいけないというふうに思いますので、まず一つの方向性の話としてはお聞きますが、やはり交渉、大局的に物事を判断していかなければいけないというふうに思いますので、それについては今後、議会とも協議を進めていきたいというふうに思います。

2番 まず、町の現状、制度等の限界については理解いたしました。私が求めているのは現行のスクールバスの運行枠を無限に広げることではないんですけれども、ちょうど今日、議会直前の先週、令和8年6月3日に、国土交通省のほうから地域公共交通活性化再生法の改正概要といたしまして、令和8年度の交通空白解消等リデザイン全面展開プロジェクトの最新方針が示されました。この国の最新方針では、まさに人口減少に伴う子供の送迎負担の増大を地域の大きな課題として挙げており、その解消策としてスクールバスを使用しない時間帯や運行ルートを活用した公共ライドシェア、デマンド交通等の輸送資源のフル活用、共

用化、共同化を地方自治体が主導して行うように、強く求めているような法案が出されました。

スクールバスに限らず、町の公用車等を空き時間を利用して、運転手を町民とかそういうところに多分委託してするような制度だと思いますけれども、やはりタクシー券の話もありますけれども、やはりデマンドタクシーで行ったものの帰りの空白時間が多く、タクシーを利用したらやはり片道6,000円かかるというふうに、この間の議会報告会のほうでも説明を受けました。やはり、2万円の補助を出していても3回ほどで使い切ってしまうというような状況があるようでした。この国の制度が、先週の6月3日に制定、設置になりましたので、今後こういったデマンド交通、デマンド型や公共デマンド、ライドシェア的なものが活用されない、それ以降にどういうふうな活用の方法があるかということで、今回国が国土交通省で提出しているものについて、どういうふうな今後の移動する仕組みも国の政策を基に考えるのかもう一度伺います。

町長 国土交通省で出されているガイドライン等については、詳細までちょっと見ているわけではございませんが、前からそういう話がありまして、ただ問題は送る車がないとかというのではなくて、舟形町においては人がいないわけですので、ですから問題は国土交通省が言う都市部との大きな乖離があるわけです。ですから、その地方、地方で考えなければいけないというふうなことは、国土交通省のほうでも思っているというふうなところでありますので、そのガイドラインが出たから、すぐそういう形で公用車であったりスクールバスのというふうなところがあるわけです。

スクールバスについても、新潟県の遠征で亡くなったというふうなところもありまして、やはり運転する方、それからバスの利用等について、しっかりと管理できるところ、体制をつくらないと、例えば日曜日行って事故で月曜日のスクールバスが運行できないというようなことになる、これは本末転倒でありますので、しっかりと本来の目的が達成できる上での話だというふうに思っています。

したがって、国土交通省で出されたもの等について該当できるものについては、積極的に行こうとしておりますけれども、そのほかでも国土交通省では高市さんの総理の号令で、中国に負けない自動運転の車を走らせろというふうなところで、各自治体に自動運転の車の実証実験をやらせろというふうな号令がかかっているようで、舟形町にもそういうお誘いの言葉がありました。ただ、令和8年度末まで、来年の3月までに走らせなければならないというのはかなりのハンデであるというふうなところで、舟形町では残念ながら、その短い期間ではまだ準備不足ですというふうなところで、お断りを申し上げました。ただ、将来的にはそういうことも考えながら、やっていかなければいけないというふうに思っています。

したがって、長期的な観点、中期的な観点、それから、これから人口減少していく子供

たちの数のことを踏まえながら、やっていかなければいけないというふうに思います。

先日、朝日新聞で、学校教育基本法で小学校、中学校は自治体で設立して運営していくというところですが、基礎自治体の子供の数が少なくなって、小学校1校中学校1校という自治体が多くなってきているというふうなところで、広域的な学校というような話がありました。その中で、スクールバスの運行で1時間程度はスクールバスでいいよというような文科省のお話がありました。1時間スクールバスに乗っていく子供たちのことを考えたら、なかなか厳しいのではないかというような話を、先日、世田谷の区民まつりで行われる首長の懇談会の中で申し上げましたら、世田谷では子供たちはやっぱり行きたい小学校、中学校があると、1時間近く、40分から45分ぐらいは電車に乗って通っているということで、1時間ぐらいはどうってことないんでないかと言われてしまいましたけれども、やはり地方と都会との差というふうなものについては大きな乖離がありますし、できるところとできないところもあるというふうに思いますので、まずはしっかりそういう方針は出されたものの、その趣旨、根底にあるものは何なのかというところを見極め、うちの町にそれがしっかりと適合できるものなのかを見極めながら、そういったことについても進めていきたいというふうに思います。

2番 ありがとうございます。それぞれの町村において、いろんな課題があると思います。また、この制度につきまして、まず町にとっていい方向性が活用できれば、今後検討していただきたいなと思っております。これは特別交付税で上限750万円という数字も出ておりますので、これに見合ったものが今後、まず町でもしっかりと精査しながら、どういうふうに利用できるかも含めて、子供だけではなくやはり買物難民や、いろいろこれから課題が上がってくるようなことがありますので、この町にやっぱり合ったような、そういった公共交通の在り方について、しっかり国のほうが動いてくれたので町としてもできる限り、それに近い町のよさで活用していただければいいと思います。

今後とも、そういった活動、舟形町の子供やあとは生活する人たちが、利便性よくそういったものが使えるように、これからもよろしくお願いします。

以上、申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上をもちまして、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、伊藤廣好議員。

1番 通告しております2つの質問をさせていただきます。

第1点目、防犯カメラ増設で町の安全強化。

クマの出没による深刻な被害が各地で相次いでいます。3月定例会において、叶内議員から、その対策として、A Iカメラつきスマートポールの設置について一般質問がありました。これに対して、整備には課題が多く即時導入は困難であるとの答弁でした。しかし、人的被害の未然防止策として導入は有効と考えられますので、引き続き検討していただきたいと思い

ますので、関連した次の3点について伺います。

1つ目、町の施設において防犯カメラの設置状況はどのようになっているのか。

(2) 町の各公共施設等の防犯対策を今後どのように考えているのか。

(3) クマ出没情報の「可視化と迅速化」や園児・児童・生徒の安全確保の視点から、A I付き防犯カメラ整備は必要と考えます。課題の一つである設置費用については、国の交付金である「環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金・デジタル田園都市国家構想交付金」、「ふるさと納税」などの財源を活用して、プライバシーに配慮して年次的に町内の要所に整備を考えるべきではないのか。

2点目、協力隊の増員と、起業・定住化支援を。

令和8年度において、県内各市町村で、地域おこし協力隊の新任紹介が新聞で報道されています。町では今年度受入れはなく、3月に隊員退任1名。現在1名の配置となっておりますが、地域活性化のため、隊員の増員と起業・定住支援の取組について、次の4点について伺います。

(1) 第7次舟形町総合発展計画の目標指数では、令和11年度末まで地元定着5名と設定しているが、達成の見通しは。

(2) 町が行っている隊員の定着に向けたサポートの内容は。

(3) 町の地域おこし協力隊募集はどのように取り組んでいるのか。

(4) 着任される隊員の方は、任期後の起業などの志もあるかと思います。協力隊を退任後も町内に定住、起業し、引き続き課題解決や町発展に尽力してもらえよう町が直面している諸課題へのテーマも加えて、募集していただきたいと考えます。例えば、「鳥獣被害対策、空き家対策、若者定着支援、縄文の女神を核に、町が潤う仕組みづくり」など興味を持って解決に取り組む、また発想豊かな人材を広く積極的に、継続的に募集しているとは思いますが、現状の募集方法でよいのか。改善すべき点はないのか。

以上であります。

町長 それでは、1番伊藤廣好議員の「防犯カメラ増設で町の安全強化」についてのご質問にお答えいたします。

去る3月定例会において、2番叶内昌樹議員からクマ対策におけるスマートポール設置についてのご質問をいただき、技術面・費用面での課題から、現時点における導入は難しい旨をお答えいたしました。本定例会では、防犯カメラの整備を含めた町の安全対策についてご質問をいただいておりますので、順次お答えをいたします。

まず、伊藤議員からご質問のありましたスマートポールとA I付き防犯カメラについて、その違いをご説明させていただきます。スマートポールは、近年、都市部を中心に導入が進められている新しい技術でありまして、街路灯としての照明機能に加え、A Iカメラ、5 Gア

ンテナ、Wi-Fi通信、各種センサー、デジタルサイネージなど複数の機能を1本の柱に集約した言わばインフラ統合型の設備であります。一方、AIカメラにつきましては、人工知能による画像解析技術を用いて、不審者や不審行動の検知、車両ナンバーの識別、人流分析などを自動的に行うことができる防犯機能に特化したカメラでありまして、両者は技術的にも目的も異なるものであります。

したがいまして、伊藤議員ご質問のAIつき防犯カメラは3月定例会で答弁いたしましたスマートポールとは異なる選択肢であると考えております。しかしながら、これらの新たな技術を当町で本格的に導入するに当たりまして、初期整備費用に加え、通信費、保守管理費、機器更新費などの継続的なランニングコストが相当程度発生することが見込まれ、費用対効果の観点から、慎重な判断が必要であると考えております。

次に、1つ目のご質問の町施設における防犯カメラの設置現状についてお答えします。

現在、当町では、日中の児童生徒の安全確保や、いじめ防止、問題行動の抑止等を目的として、舟形ほほえみ保育園、舟形小学校、舟形中学校に防犯カメラを設置しております。舟形町観光物産センター、舟形若あゆ温泉、あゆっこ村といった観光施設には、侵入者や不審者の抑止、盗難や器物破損の防止を目的として防犯カメラを設置しております。また、役場庁舎にも警備の一環として防犯カメラを設置しております。

次に、2つ目のご質問の町の各公共施設等の防犯対策の今後の方針についてお答えいたします。

公共施設につきましては、職員不在となる夜間・休日は警備保障会社に警備を委託しております。防犯センサー等で異常を検知した際には、警備員が駆けつけて巡回確認を実施しております。夜間・休日においては、施設内は無人の状態であることから、人的被害は想定しておらず、盗難や施設の破壊等の金銭的・物的被害への対象を目的とした防犯対策であり、今後も警備保障会社による同様の機械警備を継続してまいりたいと考えております。

次に、3つ目のご質問の、クマ出没時の可視化と迅速化やAIつき防犯カメラの整備についてお答えいたします。

伊藤議員ご指摘のとおり、クマ出没情報の「可視化と迅速化」は、町民とりわけ園児・児童・生徒の安全を確保する観点から、重要な課題であると認識しております。しかしながら、AIつき防犯カメラの導入には幾つかの課題があると考えております。

第1に、費用面の課題であります。導入費用に加え、映像管理システムの運用、定期的な保守点検、映像の保存・管理に係る人員配置など、継続的な維持費用の増加が見込まれ、限られた財政状況の中では、大きな負担となります。加えて、クマは出没場所の予測が困難であり、固定式カメラで効果的な対策を講じるためには、膨大な数のカメラ設置が必要となることから、費用面での課題は一層大きくなるものと考えております。

なお、他の自治体では、クマの出没やその痕跡を目撃した場合に、可搬式カメラを現地に持ち込んで対応している事例もあるとお聞きしております。

第2に、技術面の課題であります。現在のA Iつき防犯カメラは、誤認識や誤作動も一定程度あるとされており、県内の他自治体においても、通信会社や電子機器メーカーの協力を得て実証実験に取り組んでいる段階であります。

第3に、プライバシー保護の課題であります。A Iつき防犯カメラの導入に当たっては、撮影範囲の限定、映像の適切な管理・保管、個人情報保護方針の策定と公開、町民への事前説明と合意形成など、プライバシーへの十分な配慮が不可欠であります。

このような状況を踏まえますと、伊藤議員からご質問いただきましたA Iつき防犯カメラにつきましては、当面は実証実験の効果を見守りつつ、システム自体の正確性の向上や、国・他自治体の動向を注視しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

なお、全国で多発する窃盗や強盗などの犯罪防止に非常に効果的で、重要性が急速に高まっている家庭用防犯カメラの設置に対する補助制度を、令和8年度から実施しており、地域住民が安心して暮らせる環境整備を推進しているところであります。

町民の皆様の安全・安心を確保することは、町政の最重要課題であります。近年、デジタル技術を活用した防犯対策は着実に進展しており、町としましては、今後も技術革新の動向を注視し、費用対効果や技術的な課題を一つ一つ検証しながら、安全確保の必要性が高い施設を優先し、限られた財源の中で選択と集中を図り、より実効性の高い防犯対策を実現してまいりたいと考えております。

次に、「協力隊の増員と起業・定住支援を」についてのご質問にお答えします。

初めに、第7次総合発展計画における地域おこし協力隊の目標指標にある活動終了後の地元定着人数の達成の見直しについてですが、現時点においては、今年3月末をもって退任された隊員が5月1日から2拠点居住を行い、町内で事業を展開されておりますので、その方を加えると5人となり、目標を達成する見通しとなっております。ここで言う定着とは、第7次総合発展計画の後期短期アクションプランを策定する際に、町の考え方として隊員が活動終了後に町に定住したり、町外に住んでいても町内での起業や町民と深い関わりを持っていることを、定着として捉えているものであります。

次に、隊員の定着に向けたサポートの内容についてですが、町では最長3年間という任期の中で、1年目は、地域や町民を含め町を知ってもらい、2年目、3年目については定着に向けた具体的な方向性と、実現化を目指した取組について、定期的な話し合いを設けるなど、関係各課による横断的なサポートを行っております。

現在、活動中の隊員については、3年後に就農を目指しておりますので、農業振興課及び新規就農・女性活躍支援室と連携を図り、隊員の活動をサポートしているところです。

次に、地域おこし協力隊の募集については、これまで町ホームページや首都圏における移住交流イベント、舟形町東京友の会等において周知、募集を行ってまいりましたが、今年度からはより情報発信に力点を置き、総務省の地域おこし協力隊募集サイト J O I N に掲載して、これまで以上に募集に力を入れております。

現在の募集内容については、関係各課と協議を行い、「移住交流コーディネーター」「新規就農及び農業の担い手確保」「公共交通連携推進」「デジタル利活用推進」の4つのテーマ型と1つのテーマフリー型の計5つの分野を設定しております。

最後に、現状の地域おこし協力隊の募集方法の改善についてですが、募集方法については、前述のとおり、町ホームページや首都圏における移住交流イベント、舟形町東京友の会のほかに、今年度からは、よりよい情報発信に力を入れるべく、総務省の地域おこし協力隊の募集サイト J O I N に募集を掲載し、より小まめな更新を心がけるなど募集方法の改善を行っておりますので、現時点においては改善すべき点はなく、今後必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えます。

1 番 答弁ありがとうございます。再質問いたします。質問の第1点目の町の公共施設における防犯カメラの設置状況につきましては、6か所ということで分かりました。それから、町では新たに今年度から、8年度から家庭用の防犯カメラの設置に対し補助制度を創設したということで、これらについては大変評価をしたいというふうに思います。

さて、町の公共施設の中で、人通りが多いというか、利用が多い、例えば町の中央公民館あるいは学習センター、農商環境改善センターについては、今後、防犯カメラの設置計画はどうなんでしょうか。

町長 現在、そのような計画は上がっておりません。必要に応じて、必要であればというふうなところだというふうに思いますが、前にも申し上げましたが、警察のほうからは防犯カメラを多く設置してほしいというふうなところがあるようでありますので、それらとも連携しながら、こういったところに防犯カメラが必要かというふうなことについては、今後、いろいろと勉強させていただいて、計画を持つか、持たないかも含めて検討させていただければというふうに思います。

1 番 ぜひ、検討していただきたいと思います。

次に、質問の3点目のクマの出没情報の可視化と迅速化ですが、園児、児童、生徒、町民の安全という面から、A I 付き防犯カメラの設置については、重要性は認識しているという町長の答弁があったんですが、ただ導入に当たっては、費用面、技術面あとプライバシーの保護、そういう観点から課題が多いということで、国なり他の自治体の動向を見て対応を検討するという答弁でしたが、県内でも新聞報道によりますと、県内35市町村のクマの目撃情報は、1月から5月までで275件、前年対比で1.5倍ぐらいに目撃情報があるというよう

なことが報道されております。舟形町におきましては、1月から5月まで7件ということですが、市を除く町村においては上位に位置しているというふうに思いますし、また実際通報しない、目撃があっても通報しないというケースもあると思うので、その辺はかなりもっと件数が多いんじゃないかというふうに思います。

そしてそういう中で町内において、特に5月だけで4件、これからどんどんもっと増えるんじゃないかという、そういう見方もありますし、中でも5月28日午後5時過ぎに、舟形のでての南側、大堰付近ですか。そこに目撃されたということがありました。近くには、舟形小学校、ほほえみ保育園があるわけでありまして、大変その点は保護者も心配しております。また、学校関係者も危機感を持っているんじゃないかというふうに感じております。

5月20日の新聞報道によりますと、鶴岡高専ではN T T東日本の山形支店と連携して、A Iカメラを活用した害獣検知システムの実証実験を始めたという報道ありました。センサーの検知情報を登録先のスマートフォンなどに画像を送信する仕組みで、カメラの赤外線センサーでクマ、イノシシ、猿の識別もできる。被害現場所の近くの樹木に1個取り付けて、2週間の実証実験をしたということでありました。今後の取組としては、音を出して動物を追い払うあるいは学生への一斉メールで注意喚起をする機能をつけるというような予定だというような報道もありました。本年度中に、これらについては安価で簡便なシステムとして、公共機関や農家などへの普及も目指しているという、そういう考えがあるようでございます。

町でも現状を踏まえまして一步踏み込んだ対策が必要ではないのかなというふうに思います。広範囲な大規模な設備となりますと、いろんな費用面はありますけれども、このような安価で簡便な設備を、まず安全確保の面からほほえみ保育園あるいは舟形小学校付近の通学路に設置ということ。加えて、クマの出没頻回が多いルートに対して、検知のA Iカメラを設置して、役場あるいは学校、教育委員会への通報になるシステムの構築が急務ではないかというふうに思います。

仙台市あたりではそういうようなシステムは、規模が違いますけれども、実際にしているという情報もちょっと聞いておりますけれども、そういうような形で例えば民間との実証実験あるいはそういう成果品の購入をして、まず様子を見るっていうか、そういうことも大事ではないかというふうに思いますが、その点についてはどのように考えているのでしょうか。

町長 県内でも、長井市さんなんかは先駆的に取り組まれているというふうなところで、先日内谷市長さんのほうとお話をさせていただいたときに、取組について若干お話を聞いてきたところでした。詳しい内容等については農業振興課のほうで聞いているようでございますので、そういった取組等について課題であったり等について、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいまの町長からありました長井市さんの事例でございますけれども、基本的

には可搬式のカメラでメールが飛びまして、そのメールを受信した担当者が市役所にある端末に来ているものを見て動画で確認するというふうなスタイルでありました。内容的には、端末は結構簡便なものではありますが、ただ箇所数が相当数必要というふうな形で、今のところ、最初は十数台から始まって現在38台設置しているということだったんですが、非常に誤検知だったりとはそんなに多くはないというふうな話は聞いているんですけども、ただそれを即時に職員が対応できるわけではなくて、まず、開庁時、勤務時間内だとすぐ端末に来ることはあるんですけども、休日、夜間については役所のパソコンにしかメールが飛ばないというふうなことで、即時対応という面ではいかなものかなというふうには感じているところです。

出没したクマの付近でドローンを使って追尾して、捕獲に関して非常に効果的だというふうなお話もお聞きしているところであります。ですので、即時対応という面ではどうなのかなというふうに思っているところでございまして、ほかの市町村でメール送信の後に、例えば音や光で動物を威嚇するとかっていうシステムもあるようでございますけれども、そちらについては1台当たり数十万円という金額で、それを多数つけたら膨大な金額になるだろうなというふうなコスト面の部分も、課題として上がっているところでありまして、いろんな事例を今、調べているところであります。検討中というふうな形でございます。

以上です。

1 番 いろんな課題なりあると思いますが、その辺、いろいろ情報を仕入れて研究して、ひとつ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、協力隊の関係ですけれども、第1点目の質問で、地元定着の達成見通しについて、3月に1名が退任されたわけですけれども、5月から2拠点居住を行って町内で事業を展開しているというようなことで、それについてはカウントされるというような説明、答弁あったんですが、総務省の公式調査によりますと、2拠点居住については定住にカウントされないということで、そのことについては他の地域に転出やその他の扱いになるっていうちょっと私、認識しておったもんですから、町は定着として捉えるというようなことについては、そういう考えなんでしょうか。その辺もう一度お願いしたいと思います。

町長 その点につきましては、まちづくり課長より答弁をさせていただきたいと思います。

まちづくり課長 ただいまの質問にお答えします。

伊藤議員がご質問にあります定住の考え方についてなんですが、県及び国においての定住の考えは、ご質問のとおり、住民票の登録があるものというふうな考えです。ただ、答弁書にも町長お答えしているとおり、ここでの定着といった考え方につきましては、後期短期アクションプラン、こちらの目標設定を町としての考え方で捉えた考え方でありますので、国に報告する定住の数値とは、ちょっと変わってきています。あくまでも、後期短期アクション

プランを作成するときの町の目標設定の考え方ということで、ご理解いただきたいと思います。

1 番 分かりました。

次に、3点目の募集方法についてですけれども、答弁では改善すべき点はないという答弁でしたが、今年度は採用の募集をしているのではないかと思います、したんですが、応募がなかったってということではないかというふうに、ちょっと私は捉えているんですが、町では現在、4つのテーマで募集しているというようなことなんですが、それも大事だと思いますが、町の大きな課題である例えば鳥獣被害対策や空き家対策の隊員も、加えて募集をしてほしいというふうに思いますが、ちなみに新庄市においては、岐阜県から48歳の男性が6月1日から着任されたということで、新庄の猟友会のほうに所属して鳥獣被害対策実施隊員として活動されているというふうに聞いております。そのほか、既に戸沢村や遊佐町あるいは天童市においても、鳥獣対策の担当隊員がおります。また、戸沢村には空き家対策の担当隊員もいるようです。具体的なテーマで募集すれば、全国の中では関心のある方が応募される可能性は高いのではないかというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

町長 その点については、まちづくり課長より答弁をさせていただきたいと思います。

まちづくり課長 それではただいまの質問にお答えします。

町の課題としてある必要なほかの項目でも募集ということなんですが、これにつきまして関係課ともちょっと調整を行っております。募集については、やはり町の受入れ状況あとは町の出組状況、そういったことも踏まえて募集に入っていないと、募集して申込みがあったときに、町の受入れ体制がまだ整備されていないという状況ではちょっと受入れがまだ困難でありますので、そういった担当課との打合せの上、この4つのテーマを設定した、4つのテーマと1つのテーマ、フリー型を設定した経過にあります。この中で、空き家、そういったもののコーディネート担当については、移住交流コーディネーターのほうで、こちらは空き家の紹介とかもできるのではないかなというふうには考えているところです。

以上です。

1 番 今年度は募集をしたわけですね。その辺もう一度。

町長 その点についてはまちづくり課長より答弁をさせていただきます。

まちづくり課長 今年度においては既に募集を開始しております。

1 番 今年度4月に採用の募集です。

町長 その点につきましてもまちづくり課長より答弁をさせていただきます。

まちづくり課長 今年度4月から採用に対しての募集については、もう昨年度から随時、年間を通じて募集を行っております。

1 番 今年度の採用については募集をしましたが、応募がなかったということになるわけですね。

次に、隊員の住まいが、応募してくれた場合の対応が大事なわけですが、隊員の活動期間も今年度から、これまで3年で終了だったのが5年まで延長されるっていう制度になっているようでございまして、やっぱりそういう面で、隊員が応募した場合の住居の確保ということが大変大事でありまして、これについても状況によっては、空き家改善費など特別交付税で補助率50%ぐらいの対象になるものもあるという情報を聞いておりますので、町内には空き家、多くあるんですが、その中でも特によい物件といいますか、そういう物件についてはある程度確保してリフォームして隊員の住まいを確保するって、そういうことも定住推進していく上で重要ではないかというふうに思うんですが、その辺についてはどのように考えているのでしょうか。住まいについて。

町長 やはり、一軒家、空き家というふうなものについては、冬季間の屋根雪の問題、除雪の問題、間口融雪も含めてですが、やはり大変な苦労をされるというふうなところがありまして、集合住宅がいいのではないかというふうに思っています。

3月の定例会にも申し上げました。大学生が卒業して、もしくは町で新規就農する方あと企業の方々が入る、そういったアパートを建てるというふうなところで、一部議会からも反対というふうなこともありましたが、そういったもろもろのことも踏まえて、そういった町としましても計画をしているわけでありまして。やはり、そういった空き家の利用というふうなことも非常に大切かというふうに思いますが、やはり地域おこし協力隊、雪国でないところから来て屋根雪、そして間口融雪というふうに、毎年間口除雪等について、毎日毎日苦労するというふうなことについては、なかなか理解をしてもらえないのではないかというふうな思いもございまして。

特に、今年の1月末から2月初めまでのあの雪の状況を見ますと、とてもではないんですが、こちら側としては空き家の一軒家で住んでくださいと言うよりは、集合住宅である程度屋根雪や間口除雪等がしなくてもいい、そういった環境のところに住ませたほうが、町としては来てもらいやすい、来てよかったと思ってもらえるような、そんなところではないかというふうに思っているところであります。

以上です。

1番 これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上をもちまして、伊藤廣好議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。3番荒澤広光議員。

3番 それでは、通告書に従い2点の一般質問を行います。

1点目の質問の主題、消防団現状の課題と組織再編の必要性は。

2つ目として、災害復旧状況と自然災害への備えはと題して行います。

まず1点目です。消防団現状の課題と組織再編の必要性は。

舟形町では、「暮らし・生命を守るまち」を防災安全の基本目標とし、具体的な施策として6つの柱がありますが、消防防災体制の充実についてお尋ねいたします。

町では、消防団組織の強化と団員の処遇改善を進めてきていると認識しております。現状を確認してみると、団員数の減少が課題だと思います。令和8年度の消防団員数は304人。平成27年度対比114人減少し、27.3%の減少率になります。分団ごとに解析してみると6.7%減少率の分団から、42.3%と大幅に減少している分団があるのが現状で、団員の確保が難しくなり、施設や車両の維持管理が困難になっている部はないのかお尋ねいたします。

また、消防団員の方は、本業を持ちながら活動を行っていますが、日中地域にいないサラリーマン団員の比率は、どの程度を占めているのかお聞きいたします。また、各部で消防ポンプ小屋や消火栓、防火水槽等の消防施設の維持管理も行っていますが、各町内会からの補助金で備品等を購入し、管理を行っている部もあるようですが、現状についてお聞きいたします。

また、豪雨に伴う洪水時には、水防団も兼ねての活動になります。当町は最上小国川、最上川も流れ、増水時には内水氾濫防止のための排水対応等を繰り返し行っていますが、排水作業時の設備の現状について、お聞きいたします。

次に、消防団をバックアップする目的で、予備消防団が組織化され、数年経過しましたが、各地区の現状についてお聞きいたします。これからの時期は、特に豪雨による被害防止を想定しなければなりませんが、消防団は多岐にわたる活動があるのが現状です。基本施策の「災害に強い強靱なまちづくりの推進」消防団員への負担軽減を目的に、組織の再編を含めた見直しを行う必要があると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

2つ目です。災害復旧状況と自然災害への備えは。

令和6年7月豪雨災害から間もなく2年を迎えます。この災害は想定をはるかに超える雨量により、町全域において甚大な被害をもたらしました。今後も大規模な自然災害発生リスクに備えなければならないと認識しております。後期短期アクションプラン、具体的施策の1つとして、「事前防災・減災対策の推進」が明記されておりますが、主な事業・取組項目の内容についてお尋ねいたします。

次に、令和6年災害の農地、農業用施設関係の復旧工事、進捗状況についてお聞きいたします。今後の災害の備えについて、過去の災害では、農業用水路・法面の崩落・崖崩れ等で大

量の土砂、残土が発生し、建設業者では輸送費用の増加、残土置場の確保に苦慮している課題があるようです。頻発する災害に備え、町内数か所に町独自の残土置場を確保し、復旧工事費用の削減につなげる方策が必要だと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

町長 それでは、3番荒澤広光議員の「消防団現状の課題と組織再編の必要性は」についてのご質問にお答えいたします。

舟形町では、第7次総合発展計画の基本目標の5、防災安全において「くらし・生命を守るまち」を大きな柱とした後期短期アクションプランを策定し、地域の安全を確保するため様々な施策を展開し、災害に強い強靱なまちづくりを推進しており、町消防団や自主防災組織、最上広域消防本部などと連携して、防災力の強化に取り組んでおります。

消防団の設備や装備については、令和5年度までに全ての消防ポンプ積載車の更新を終了しております。また、各部に遠隔でも明確な指示を出すためのトランシーバーの配備や、全団員に防寒着を配備するなど、装備の強化や充実を図ってまいりました。そして5月のこどもの日に開催されていた春期消防演習を4月へ移行したり、練習が過度な負担となっていた消防ポンプ操法審査会を廃止して、基本から実践までを丁寧に学び、機械器具の操作を身につけるための消防能力向上研修に転換するなど、団員の負担軽減や活動しやすい環境づくりを推進してまいりました。これらの取組は、消防団員の確保と継続的な活動を支えるための重要な施策であり、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問1点目の「団員の確保が難しくなり、施設や車両の維持管理が困難になっている部がないか」についてですが、現時点で施設や車両の維持管理が困難であるという話は出ておりません。各部においては、これまでどおり日常点検や必要な整備を行いながら、施設や車両の維持管理に取り組んでいただいているところであります。

しかし、地域によって団員数に差があり、今後の確保について不安を抱えている部もあることから、引き続き各部の状況を注視し、必要に応じて支援の在り方を検討してまいります。

次に、2点目の「日中地域にいないサラリーマン団員の比率はどの程度を占めているか」についてですが、日中地域にいないサラリーマン団員の比率を把握するデータがないため、正確な数字は分かりませんが、団員の平均年齢が42.57歳ですので、比率は多いと考えております。非常備消防としての役割を担っている消防団の出動体制は、限られている部分もありますが、常備消防を担う最上広域消防本部は新庁舎も完成し、指令機能や出動体制の向上など体制が強化されております。常備消防は24時間体制で迅速な対応が可能であり、平日日中の火災・救急・救助活動の中心的役割を担っております。

その上で、消防団は常備消防を補完する立場として、地域に密着した初動対応や水防活動など、地域の防災力を支える重要な役割を果たしているものと考えております。火災等における常備消防との連携や地域における水防活動や予防消防活動など、消防団と常備消防が互い

の強みを生かしながら、地域の安全を守る体制をさらに充実させてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「各町内会からの補助金で備品等を購入し、管理を行っている部もあるようだが、現状は」についてですが、消防施設や備品の管理については、町と各部が役割を分担しながら維持管理に努めているところであります。

町では、令和6年度から消防水利施設の整備に対する町内会負担をなくし、消防ホースの配布や消防ポンプの修繕、積載車の整備など、消防活動に必要な主要設備についても、町予算でしっかり対応しているところであります。また、各部へは毎年、消防施設整備費として3万円、就任に新入団員1人につき支度金2万円の支援を行っており、これらも活用して維持管理に取り組んでいただいております。一方、各部では、ホース格納庫の購入や消火栓の囲いの設置、その他必要物品の購入を行っているものと思います。また、備品等の購入に関しては、町内会から支援をいただいたり、地域の各世帯から消防協力金を頂いたりしているようであります。このように、町と各部、地域が連携しながら、消防施設の管理を行っており、現時点で大きな支障があるとの報告は受けておりませんが、各部の実情を整理し、できる限り支援をしてまいりたいと考えております。

次に、4点目の「排水作業時の設備の現状」についてですが、消防団は水防団も兼ねて活動しており、豪雨時には排水作業や土のう積みなどを行っております。排水設備の現状は寺下地区では水路への逆流を防ぐためのオートゲートが設置されており、また常設の排水ポンプが3台、必要に応じて可搬式の排水ポンプも3台増設可能な体制となっており、第3分団で対応しております。堀内地区では排水ポンプを堀内のポンプ小屋に2台、堀内出張所に2台設置しており、第6分団で対応しております。予備の排水ポンプを防災センターに配置し、有事には各地区へ迅速に搬送できる体制を整えております。これらの設備により、豪雨時の排水作業に対応しておりますが、近年、全国的な豪雨災害の激甚化を踏まえ、引き続き設備の更新や増強について検討してまいります。

次に、5点目の「予備消防団の各地区の現状」についてですが、予備消防団は消防団活動を補完し、災害時等の初動対応力を高める目的で組織しているものであります。人員の確保については、退職消防団員を中心に勧誘しておりますが、現役団員が多い地域では少なく、少ない地域では多いなど、各地区で状況が異なっております。災害時に実効性を持って活動できるよう、活動内容の明確化、訓練機会の確保など予備消防団が活動しやすい環境を整えてまいります。

最後に、6点目の「組織の再編を含めた見直しについて」ですが、消防団は地域防災力の中核を担う重要な組織であります。今後は団員数の減少により、現行体制の維持が徐々に難しくなっていくのではないかと心配しているところであります。災害に強い強靱なまちづく

りを推進していくためには、団員の負担軽減と持続可能な組織体制の構築が重要であると考えています。現時点では、町消防委員会や消防団幹部会議において、組織再編の検討はないようではありますが、各部、各分団、そして各町内会の実情に応じて、まずは消防団内部で課題や方向性について検討していただければと思います。

消防団を取り巻く環境は、人口減少や働き方の多様化、災害の多発化・激甚化など複数の社会変化が同時進行で進む厳しい状況にあります。町としましては、施設の更新や装備の充実に引き続き取り組むなど、団員の皆様が安心して活動できる環境づくりをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

次に、「災害復旧状況と自然災害への備えは」についてのご質問にお答えします。

初めに、後期短期アクションプラン「災害に強い強靱なまちづくりの推進」の「事前防災・減災対策の推進」に係る主な事業・取組項目の内容についてですが、「舟形町国土強靱化地域計画」については、令和2年2月策定から6年が経過しておりますので、国や県の計画更新及び近年の災害を踏まえ、現在、更新作業を進めているところであります。「河床しゅんせつや河道掘削及び道路施設等の事前防災対策の実施」については、河川等の通水を確保し、氾濫を防止するため河道掘削等を進めており、令和6年度以降では県管理河川では、最上小国川、舟形川、松橋川、町管理河川では大平沢川、木友沢川の河道掘削を行っております。また、道路施設等の事前防災対策については、道路側溝、農業用水路における越水防止を目的とし、側溝及び水路の整備を緊急度の高いところから随時進めているところであります。

「緊急輸送道路及び孤立集落アクセスルートの整備」については、道路が冠水し通行止めにならないよう、主要地方道新庄次年子村山線の富田根渡間については、山形県の道路中期計画における計画路線としてかさ上げを要望しているところであります。

「指定避難所の機能強化」については、令和6年7月豪雨の際に町内5か所に避難所を開設し、延べ47名の住民が避難されました。当時の経験も踏まえ、豪雨災害や大規模地震を想定した防災力向上のため、令和7年度に国の新しい地方経済・生活環境創生交付金事業の地域防災緊急整備型を活用して、給水タンクやラップ式トイレ、移動式シャワー、ドローンなどの防災資機材を整備しました。また、今年度も冬場の災害を想定したジェットヒーターと夜間に活用するバルーン型照明機などを整備する予定であります。今後も町民の安全安心のため、指定避難所の機能強化に努めてまいります。

「災害発生を想定した各種訓練の実施」については、令和7年度より、これまで競技性が色濃くなっていた消防ポンプ操法審査会を廃止し、消火能力向上訓練を実施しております。これは若年団員を対象とした基礎知識の習得と消火栓使用訓練、過去の火災を教訓とした600メートルに及ぶ継ポンプ放水訓練など、実用性に特化した訓練であります。さらには、県内初となる「山形県・舟形町合同冬季防災訓練」や、最上地区では初となる「山形県災害廃棄物

仮置場設置訓練」を実施したことで、関係機関との連携の確認や防災対応力の強化が図られました。後期短期アクションプランに掲載の主な事業はほかにもございますが、こういったハード・ソフト両面の幅広い取組によって、災害に強い強靱なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、令和6年災害のうち、農業用施設の復旧工事の進捗状況についてお答えします。

まず、国庫補助事業の進捗状況についてですが、発注ベースで農地は19か所のうち15か所が発注済みで78.9%、農業用施設は28か所のうち21か所が発注済みで、75%の進捗状況であります。そのうち5月末時点で完成した工事は農地10か所、農業用施設14か所であります。未着手、未完成の箇所については、被災規模の大きい箇所、県の河川復旧工事と調整し進めている箇所、河川管理者との協議を行っている箇所であります。

特に、長沢目地区は河川復旧工事を先行して実施しており、農地復旧がほとんど進んでいない状況であります。他の未着手、未完成箇所につきましては作付自体は行われており、迂回路、仮揚水等で不便を強いられてはおりますが、我慢していただいている状況であります。町としましても、令和9年の作付に間に合うよう令和8年度中の復旧を目指して作業を進めているところであります。

また、町単独の災害復旧工事の進捗状況は、農地82か所のうち72か所が発注済みで87.8%、農業用施設は145か所のうち125か所が発注済みで86.2%の進捗状況であります。町単独工事については発注した箇所は全て完成しており、今年度は農地10か所、農業用施設20か所の復旧工事を見込んでおります。

次に、今後の災害の備えとして町独自に残土置場を確保する必要性についてですが、荒澤議員ご指摘のとおり、残土置場の確保については、建設業者からの相談も多い状況であります。町でも若あゆ温泉から大平へ抜ける町道の脇に国有林野約7,600平米を借地し、残土置場として使用しているものの、一時仮置き土砂で埋まっており、現状、残土受入れは難しく、新たな残土置場を確保しておく必要があると考えております。

残土置場の適地としましては、10トントラックが通行でき、道路があり、民家からある程度離れて騒音の心配がなく、周辺の土地や沢、水路等に悪影響を及ぼさない場所と考えており、これを踏まえて候補地を探しているところでありますが、適地が見つかり次第、土地の確保に向けて調査検討を進めてまいりたいと考えております。

3番 大変丁寧な答弁ありがとうございました。何点か確認をさせていただきますけれども、まず最初に消防団関係です。後期短期アクションプランの中の主な事業の取組のところ、消防団員退団制度の処遇改善というふうな言葉がありますけれども、その具体的な内容についてお聞きしたいと思いますけれども、その前に私のほうで資料1を準備していますので、簡単に説明をさせていただきます。

一番上のクリーム色の棒グラフです。これに関しましては、平成27年度から直近、令和8年度までの消防団員の数です。消防団員は残念ながら114人減少しているというふうなグラフになります。その下、1分団から、6分団、7分団までの消防団員の数、減少率を入れております。参考までにですけれども朝、町長の挨拶でもあったんですけれども、町の人口です。これは平成20年度と令和8年度の4月末、対比では1,330人減っていきまして22.9%、人口は減少しています。消防団に関しましては27.3%減少したというふうな表の見方になります。このグラフにはないんですけれども、各分団ごとの積載車、消防車両ですけれども、これの数ですけれども、1分団3台、2分団3台、3分団5台、4分団3台、5分団3台、6分団2台、7分団が4台ということで配備されているのが現状です。先ほどちょっとお話ししました消防団員の退団制度の処遇改善というふうなところは、どういう内容なのかお聞きしたいと思います。

町長 退団する、消防団に在任している期間とかによって退職金の額が違うわけですが、そういったものを改善しているというふうなところであります。

詳細については、危機管理室長より答弁をさせていただきたいと思います。

危機管理室長 消防団の退団制度のことですけれども、令和7年度まで消防団の退職金の頭打ちが30年までということになっておりましたけれども、令和7年度より35年が最高になっております。こういった消防団の退職金の今までの5年間延ばして5年間、30年から35年で10万円、退職金が多くなるというような、7年度からなっております。今後も、こういった退職金についても要望していきながら、あと町独自の検討しながらこれから対応していきたいというふうに考えております。

3番 退職金制度の5年間延長ということで、大変ありがたい処遇改善なのかなと思っています。具体的な消防団関係ですけれども、先ほど7分団の減少率が一番大きい。すみません、7分団が42.3%と減少率が多くなってまして、車両が4台ということで一番分団の中では多いような分団になっていきますけれども、この中で一つですけれども、7分団の松橋地区に配備されています消防の積載車、軽ですけれども、この軽の積載車が導入から既に34年、経過されてまして、外観的にはかなり立派なんですけれども、なかなか地区では取扱いが難しい、メンテが難しいというふうな声がありましたので、松橋地区の消防のポンプの積載車の位置づけですけれども、どんな感じで見ているのかお尋ねしたいと思います。

町長 基本的には、7分団ですから洲崎から松橋までのところはかなり距離が長いというふうなこともありまして、松橋地区まで積載車がございます。しかしながら、まさしく西又地区については、消防団員数の減少が、荒澤議員おっしゃるとおり、少ないという状況でありまして、特に松橋地区については消防積載車について操作するのが、非常に厳しい状況になっているというふうに思っています。今年度、積載にしている可搬のポンプを更新する予定であ

ったような気がしておりますので、それらについてもちょっと先ほどの位置づけとともに、危機管理室のほうから説明をさせていただきたいと思います。

危機管理室長 松橋地区の積載自動車の位置づけですけれども、松橋地区については予備の車両というところで位置づけておりまして、ポンプについては先ほど町長あったように、今年度更新の予定になっております。

以上です。

3番 当初予算の中でも松橋地区には消防のポンプあるいは貯水池ですか、防火水槽ですか、それも整備されるというふうな当初予算にあるかと思いますが、ぜひこの車もなかなかそのポンプを下ろさないと車のバッテリーが充電できないとか、大変何か厄介な車のようですのでぜひ現状を確認していただいて、有事の際には使えるような車ということで、町のほうでも少し目を向けていただければなと思います。

もう1点ですけれども、サラリーマン団員というふうな言葉を使ったんですけれども、年に1回程度でいいと思いますので、実際勤めて、日中地区にいない方がどれほど、どのぐらいいるのか。後でといいますか、年に1回程度調べていただければなと思います。

あともう1点に関してですけれども、豪雨による最上川あるいは小国川の増水ということで、3分団管轄で排水ポンプの操作、あるいは6分団あるいは7分団も協力して最上川の内水氾濫への備えということで、ポンプ小屋に2台、出張所のところに2台ということで、トータルで4台あるわけですが、これも令和6年9月の一般質問で私も一度確認してほしいんですけれども、電源を取り出す配電盤、その中にコンセント2つあるんですけれども、それを増設してくださいというふうな要望していますけれども、それについて何らかの動きがあるのかお聞きしたいと思います。

町長 電源盤の増設等について危機管理室より答弁をさせていただきたいと思います。

危機管理室長 堀内の配電盤についてですけれども、こちらはまずは使用する6分団と相談の上、これから検討していくような状況にあります。サラリーマン団員については、あした幹部会議もありますので、そこで幹部のほうと話して調査するような形で行いたいというふうに思っております。あと松橋の積載車についても、幹部のほうと現場を確認しながら対応のほうをしていきたいと思います。

3番 ぜひよろしくお願いします。あと消防団関係でもう1点ですけれども、たまたまこの間、松橋の消防のポンプ小屋に行きましたら、令和5年11月13日発行の予備消防団員に対してのヘルメットの支給あるいは予備消防団の業務内容が書かれていた、こういうふうなA4のチラシがありました。これに関しましても、予備消防団ということで私も団員になっていますけれども、同じ地区の中でも、私と誰と誰と誰が予備消防団に入っているのかが分からないというのが、私の地区の今現在の状況ですので、ぜひこれも1年に1回でいいと思います。

けれども、顔合わせを兼ねて予備消防団とはどういう顔ぶれなのかを、ぜひ町のほうでも、アクションをしていただければと思います。これについて何かお願いしたいと思います。

町長 確かに言われるとおりでありまして、予備消防団員の名簿なり、それから1年に1回でも消防ポンプ小屋に集まっていたいて、一応機器の点検とかをしてもらうとか、そういったところで予備消防団員が一斉に集まる機会をつくっていければというふうに思っております。

3番 ぜひよろしくお願いいたします。次に、災害復旧関係についてお聞きいたします。私の提案しています町独自の残土置場というふうな話ですけれども、今現在新庄市のほうで残土を受け入れる場所があるそうですけれども、これは土の中に石が入って駄目とか単価が高いとか、かなり建設業者では苦慮しているようです。その場所もそのうちいっぱいいっぱいになってしまうというふうな状況がありましたので、町のほうで少し目星をつけている場所が何か所があるのか。具体的な場所はいいですけれども、あるのか、ないのかお聞きしたいと思います。

町長 令和6年の災害を受けまして、災害の崩土、災害現場から出る土砂については非常に盛土材として使えるというのは厳しい状況、また災害でありますのでいろんな構造物等が入っているというふうなところで、それを新庄市内の業者さんの県で指定されている場所に持っていくと、受入れを拒否されるというふうなことで、大変困っているというお話を聞きましたので、町としましても、今のところ3か所ぐらいを何とかできないかなというふうなところで考えているところです。

ただ、盛土規制法の強化などもあり、なかなかうまく選定できているところではないんですが、建設業者さんとも相談しながら、町としても災害の多い町でありますので、一刻も早く災害復旧する上でも必要な場所というふうに思っておりますので、それらも早急に検討してまいりたいというふうに思っております。

3番 最後に1点、今の置場に関してですけれども、私のところでも、もともと田んぼだったところに木が生い茂ってしまって、もう田んぼにするのは無理かなというふうなところがあります。私としても水利を1つ預かっていまして、水利費を請求するわけですが、なかなかそういう場所に水利費を下さいてというのが大変気の毒な場所ですので、ぜひそういう場所を活用していただければ、農家の方も助かるのではないかと思います。ぜひよろしくお願いいたします。答弁は必要ありません。

以上で私の一般質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 以上をもちまして、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、7番佐藤広幸議員。

7番 それでは私からは以前に通告しておりました内容、町から町内会への依頼業務を減らすべきではないかという質問で質問いたします。

1、町から町内会への依頼業務を減らすべきではないか。

近年、町から町内会への依頼業務が多くなり、各町内会からも不満や疑問の声が上がってきています。その中でも今回は、町内会費の中に組み込まれ、自動的に徴収することが多くなっている8件の募金や集金について質問いたします。その8件は、日本赤十字、社会福祉協議会、緑の羽根、赤い羽根、歳末助け合い、青少年育成、交通安全母の会、交通遺児激励金です。これらの集金数は第4町内会を例にとって質問するもので、他の町内会では数に多少の違いがあるものと思われます。

私は平成17年度から平成28年度までの12年間、町内会長を務めさせていただきました。就任当時の平成17年は、集金の町内会費からの集金の負担は、緑の羽根1件のみでしたが、平成28年には徴収する件数が、数が8件に増えました。平成17年当時、地域にはそれぞれ協賛員がいて、町内会とは別の活動で募金を集めていましたが、人口減少に伴い活動員が減り、組織だけが残るような形になり、比較的組織がしっかりしている町内会に、ありとあらゆる団体の事業継続や集金をお願いされてきた経過があり、現在に至っています。

これらの団体は、全国規模の団体組織で町が窓口、事務局も兼ねる形になっているものと認識していますが、最大の問題点は、活動内容を説明し募金をしたいという意思が反映されているのか。その業務を誰が担っているのかが問題だと考えます。町は、町内会が担い負担になっている他団体の事業の軽減に取り組みべきと考えますが、その負担についてどのように考えているのか質問いたします。

町長 それでは、7番佐藤広幸議員の「町から町内会への依頼業務を減らすべきではないか」についてのご質問にお答えします。

ご質問の8件の募金や集金については、毎年4月に開催している町内会長会議において、舟形町町内会等関係事務委嘱規則に基づき、町関係各課や町社会福祉協議会から町事業のお知らせとともにご依頼をしております。取組の方法については、各町内会の事情に合わせて決められており、また、毎年8月に開催される町内会及び連合町内会の要望会においても、募金や集金について負担軽減のご要望も寄せられておらず、募金についても全国的な取組でもあることから、町全体による取組が必要と判断しているものでありますので、今後も引き続き町内会長を通じてお願いをしていく考え方であります。

ご質問の中で最大の問題点とされている内容についてですが、初めに活動内容の説明については、町関係各課及び町社会福祉協議会において、書面等により募金の実績やその用途について周知と報告を行っております。町社会福祉協議会による日本赤十字の会費については、協賛委員に対して活動報告及び事業計画を配布し、県支部広報紙を全戸配布しており、町社会福祉協議会の会費、赤い羽根募金、歳末助け合い募金については、町社会福祉協議会の広報紙である「ふくしだより」を全戸配布しております。赤い羽根募金、歳末助け合い募金に

においては、テレビコマーシャルでも啓発が行われております。

また、緑の募金については、募金の趣旨と協力への呼びかけが記載された封筒を、町農業振興課において全戸配布し、町お知らせ版に募金の報告とお礼並びに募金の使途を掲載しております。

青少年育成町民会議の会費については町教育課において全戸回覧を行い、交通遺児激励金募金については町住民税務課において実績の報告を全戸回覧にて行っております。

次に、募金をしたいという意思の反映については、各町内会において取組方法が決められているという経過もあることから、町としては募金、集金への意思が反映されているものと理解しております。

最後に、その業務を誰が担っているかについてですが、募金、集金については、業務ではなく任意による取組であることを申し添えた上でお答えいたします。これまでお答えしたように、取組については各町内会で決められており、その他周知や報告、取りまとめについては、町関係各課や町社会福祉協議会において行っていることから、当町においては行政及び町社会福祉協議会と町民を含む町内会が連携と協力を持って取組を担っていると考えます。

今回のご質問は、舟形第4町内会を例としてではありますが、新庄市を含む他町村の事例をお聞きすると、取組の負担軽減の観点から、町内会の予算において支出することを町内会で決定し、総会等で報告されている事例もあるようです。

以前は、各募金や集金に町内会長や協力員等が個別に対応されてきたようですが、町内会による対応としたことによって、募金、集金をお願いする側もお願いされる側も、負担の軽減につながったとお話もお伺いしました。町内会長から募金、集金への取組についてご要望があれば、当町における他の町内会の事例もございますので、円滑な取組につなげられるよう情報の共有について町内会長連絡協議会に働きかけてまいりたいと考えます。

募金、集金については、町関係各課や町社会福祉協議会による周知や報告について再度徹底を図るとともに、これまでと同様に行政及び町社会福祉協議会と町内会及び町民との連携と協力によって取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただき取組の周知にご協力をお願いいたします。

7番 それでは順次、再質問をさせていただきたいと思います。今回の質問は、8件の募金やあるいは会費等の集金に対して、町内会の負担軽減を図れるんじゃないかと、そこを改善すれば図れるんじゃないかということで質問をしておりますけれども、例えば緑の羽根って言いましたけれど、今は緑の募金ってなっているそうですね。緑の募金ということで、戦後の荒廃した国土を植林で回復するため、昭和25年に始まった国民運動であると。非常にいい事業ですよ。赤い羽根募金とか、こういったものもこの共同募金、民間の社会福祉施設などに対する財政補填のために行われていた民間の募金活動を制度化したものですと。民間がやり

始めたことを制度化して、赤い羽根募金というのが現在につながっていると。これもすごくいい事業だと、全ての事業がいいと思います。歳末助け合い、日本赤十字社、社会福祉協議会。地域の福祉をよくするため地域の活動を財源としてやるために、任意で募る会費ということで、任意の寄附的な負担金という形で社会福祉協議会1,200円ということで、第4町内会では回収しています。さらには、青少年育成町民会議ということで200円。これはまさに青少年の健全育成を目的として200円集めて、それを活動原資としてこうやっていると。それと似たようにして、交通安全母の会100円のうちの20円は災害遺児激励金ということでなっているということで、おいおいこの事業自体はすごくいい事業であり、今後もぜひとも続けていってほしいし、必要な事業だというふうに思います。

しかしながらというところで、町内会に丸投げ状態になっているんじゃないですかというところが、今回の質問の趣旨なわけですが、例えばこの答弁にあります舟形町町内会等関係事務委嘱規則に基づいて依頼をしていると、こういうことなんですけれども、例えばこの募金活動とか、そういった活動をやってくださいと、募金活動をしてくださいっていう事務委託をしているんでしょうか。それとも、お金だけを集めてくださいと、会費なり、集まった募金の回収だけをお願いしていると。そのところをちょっと確認をさせていただきたいと思います。この委嘱契約に基づく事務委嘱。これについての内容を質問いたします。

町長 基本的には、募金の、集めていただいた募金を、各町内会で募金を募って、集まったお金を町に持ってきてくださいというお願いだというふうに思いますが、佐藤議員とのちょっと考え方も違うかもしれませんので、補足があれば、まちづくり課長より答弁をさせていただきたいと思います。

まちづくり課長 町からお願いする内容につきましては、今、町長がお答えした考えで行っております。佐藤議員の質問にあります舟形町町内会等関係事務委嘱規則というものにつきましては、4つの観点から行っております。1つ目が町内会と町との連携に関することとあって、具体的には全て1つ1つは設けていないんですが。2つ目が、町の各種情報の庁内会議の伝達及び連絡に関すること。3つ目が、町が実施する各種調査等業務への協力に関すること。最後に4つ目にその他町長が必要に認めることということで、これに基づいてご協力をちょっとお願いしているといった内容になっています。

以上です。

7番 明確にその内容は記載されていないなっていうふうに、私、受け取りましたけれども、私、最初の質問するときにさっき言いましたけれども、平成17年から町内会長させていただきましたけれども、そのときの町から各団体への負担金って4つしかなかったんですよ。今、私辞める頃には、28年に町内会長を辞めたんですけども、その頃には12件に増えたんです。町からある各種団体に負担する金額は。ということは、これはこの質問は8つだけですけれ

ども、町内会はもっと多いということです、要するに言いたいのは。

そこで、私も町内会長でしたから、日赤とか社会福祉協議会にはよく関わって集めておったんですけれども、町内会とは別に共済員、私が共済員になって各家庭に行って、この募金のシステム上、家に2人でも3人でも家族がいれば、家族のうち何人、お父さんは入ってくれますね、まず1人、お母さんがいればお母さんも入ってくれますかって聞いて、家に2人いれば2人、3人いれば3人入ってくれるなら3人っていう、そういう募金の仕方をしてたんです、平成17年は。ところが、2,000人以上減りましたよね、町はここ20年近くで。そうすると、そういうふうに丁寧に募金を募る方がいなくなって、だんだん会からの要望が町内会に対して、だんだん町内会費の中から出してくれる町内会多くなってきたわとあって、そういうふうなお言葉、かけ声の下に、だんだん十何年間の間に変わってきて、じゃあ町内会費から、町内会総会で承認取ってかって言って、12年後には12件。今ここには11件ですけれどもこれからもう1件説明しますけれども、そのとき、私、最後の3年間は、もうこれ以上は無理だなと思って、もうできませんと、これ以上の事務委託というか、要望事項はちょっと無理だわっていうふうに言って辞めた経過があります。

そのぐらいあるんですけれども、今これ町内会では問題出ていませんしっていうのは、やっぱりその中で町内会長はもう1年、2年ごとに交代をするという町内会も増えてきて、逆に言うなら1、2年我慢すれば、頑張ればそれで次の人に渡せるっていう考えが出てきていると、私は思います。

ということで、じゃ、どうしたらいいんだと。どうすれば、総会時において例えば総会で決定したからといって総会に参加した人が総会に参加していなかった町内会員の方に、あなた総会に参加してなかったけれども、私、あなたが300円募金するって、いって言ったことにしとくわ、金払ってけろっていうような、今、集め方になっているわけです。総会で、来ない人の分まで総会で決めたから、任意の募金を一方的に集めるっていう。

そこで、全国的には問題になっている部分があると。全国的にはそういった、それは強制的な、総会でそもそも決まったからあなた何百円払ってけろっていう強制的な徴収になりがちなところがあるんでしょうね。そういうことで、法的にはそれは違法だと、こういうふうに言われた町内会も、裁判もあるそうです。

そうならないためにはどうしたらいいかと、こういうことになると思うんですけれども、例えば第4町内会には、この交通安全母の会、これは私が町内会長だった頃に会費として組み入れてやったことなんで、それ以外に今こういうのが回ってきます。交通安全母の会から家族全員で加入しましょう。山形県町村交通災害共済加入申込書っていうこういう負担金と町内会長が書いたお願い文書が回ってきます。隣組長システムを使って回ってきます。これだといひんですよ。これだと、封筒に家族分の名前が書かれているやつで、自分が募金という

か、加入しますよっていう意思表示が確認できるわけです。ちゃりんと赤い羽根募金何百円、参加できる方は家族何人でもいいからちゃりんと入れてくださいという封筒が回ってきて、入れてもらうと。そうすると、本人が募金したという確認ができるわけです。これ一番問題がないです。今後やるとしたら。

そして、さて町内会がどこが負担になっているかということですよ。要するに、町内会費の中から一律に募金のお金を集めるっていうのは、さっき言った様々な募金の活動そのものをできないから、もうそんなに募金活動って、町に出たり学校の前に行ったりとか駅前に出て募金をお願いをしたりって、そういうことができないので、苦肉の策で町内会費の中からもう出すことにしましょうって、そういうことになっていて、大体日本国民の考えることは同じで、町内会費の中から出すことにしていると。しかし、それも限度があるということだというふうに思います。

ということで、ぜひとも封筒による募金の徴収なり、会費の徴収っていうのを実現させていただきたいんですよ。これで本人の意思確認ができますし、そして、私、町内会長辞める3年間、本当にもうやめてくれよっていうぐらいに各種団体から、町内会でやってけろとか役員出してけろとか、活動、俺たちの代わりにやってけろって来たんですけども、応分の努力をやはりそれぞれの団体にやっていただく必要があると思います。応分の努力。

その応分の努力はまた後で質問しますけれども、この募金の徴収に関して、この封筒を使ってこの説明書を添えてあるいはこういったお願い文書。これ町内会長の名前でお願い文書が来るんですけども、私は、活動団体の母体の会長のお願い文書を町内会に回してもらってというのが、私は筋だと思いますけれども、こういう封筒を回して募金を募るという考え方に対して、今ぱっと聞いては答えにくいかもしれませんが、それだと確認が、意思確認が簡単にできますので、どういう考えで聞いたのかお伺いしたいと思います。

町長 まず、町内会長への町内会への業務の委託内容を減らすべきだという首題の一般質問であるんですが、今お聞きしますと、先ほど答弁したとおり、町内会長さん方として業務が負担になっているというふうなことではなくて、今お聞きすると、募金とか集金とかをする方法が違うのではないかというような質問に聞こえるのですが、そのような回答でよろしいでしょうか。

7番 もう少し詳しく説明したほうがよさそうですね。町内会が町内会費から一律でお金を、これを出すっていうことは、自分たちの負担を減らすために私はやっていると思います。それが一番簡単だから。だけれども、趣旨からすれば、本人が募金しているっていう感覚がないですとか、いや、そういう声は総会では上がっています。どういう募金に対して自分たちが、町内会費一律だと何に対して自分たちが募金をしているのか分からないっていう、そういう声は上がっています。町内会がある程度募金を集めながら、町内会の負担をある程度減らせ

る部分ってどこなんですかっていったときに、この集計作業に手間がかかるわけです。集計作業、集まったお金を分ける。この作業が私は大変だと思います。大変だと思います。大変なんです。もう制度化されてしまった町内会は、別に大変じゃないよって言うかもしれないんですけど、制度化するには、先ほども挙げたように問題点がある。けれども、制度化しないで、本当に募金っていうそのものの趣旨を継続しながら、集計作業を町内会から減らせばそれだけ負担は減るし、町内会長はそこの部分は楽になるしあるいは各種団体がお金だけ集めてくれれば、集めた金で事業だけすればいいんだっていう感覚は、私はなくなると思います。今、そうなってしまっていると思います。

募金を募る、募金をお願いするということから、その団体は関わるべきであって、それを丸投げして、町内会に丸投げするべきではないと。だけれども、だけれどもその委託、委嘱状、委嘱規定には、でも町と町内会っていうのは関わりが深いですから、やはりやらないよというわけにもいかない。けれども、負担は軽減すべきだと。どこを負担の軽減をすべきかっていうと、そこの集計作業を各種団体にやってもらう。

つまり、私がまた町内会長をするとしたら、どういうふうに言うかっていったら、町内会は協力しますと。でも、言ってくるあなた方もそれなりの努力はしてくださいと。どこの部分、まず封筒を用意して案内文を用意して、事業の決算書なりお願い文、何に使われている、用意してくださいと。町内会の組織を使って配ります。自分で家庭で封筒に入れてもらいます。これ募金行為です。封をしてもらって、隣組長システムを使って集めます。町内会長なり担当者なりに集めます。

ここまで、ここまでは町内会が協力します、できますけれども、あとこれは各種団体に、募金の集まった金額は、はい、あなた方計算してください、集計してください。町はこっち、社会福祉協議会はこっち。そして母の会ならあなた方母の会というふうにそのままお渡しして、その集計の業務だけはその母体の団体にやっていただくことで、そのお金の集め方に関して関わりを持ってもらうっていう部分を、各種団体がしてもらえれば、そこの部分の町内会の負担が減るということです。

ですので、その延長線上に募金、封筒によるこの募金の自分の意思で入れてもらうという行為で、先ほど申したような何に募金をしているのか分からないとか、そういうふうな何ていうか、総会時でのご質問なり、そういった反応に対しては対応できると、自分が募金したでしょうと言えると、こういうことの意味です。

減らすっていう部分は、集計作業を各種団体にやってもらうと、こういう考え方でやれば相当町内会の負担は減ると。私がやってみてですけどもね。町内会長がやらなくても、会計なり事務局なりの負担は減ると、こういうふうな考えでの質問でございます。

町長 集金とそれから、先ほど出ました交通災害共済の加入の掛金の集金とは、若干違いますの

でご説明申し上げます。封筒であると言われた交通災害共済の私、山形県の交通災害組合議会議員になっておりまして、議長をしております。これは任意の、県内の市町村の方々が任意の方で、1人400円ぐらいだったと思いますが、加入しますよといったときに、事故等に遭えば見舞金をもらえるという制度なので、これは保険でありますから、自分の掛金をというふうなところで、封筒を設置、つくって配ってもらうように、山形県の共済組合のほうで、交通災害共済組合のほうでお渡ししているものでありますから、例えばそれが赤い羽根募金とか歳末助け合いの募金というふうなことになりますと、全国的な組織なわけです。皇族の方々が名誉会長をされているとか、そういったことがあるわけです。それを、例えば山形県支部長は、赤十字ですと吉村美栄子さん、県知事になっていたり、そのところで各市町村に振られてくるわけですが、職員がそれ専属でいるわけでもございませんし、なかなかあなた方がちゃんと説明しなさいというふうなところであっても、全てそのようなことができるというふうなところはないのかなというふうに思っています。

また、これで先ほどの集計関係もそうなんですが、集計関係と、あともしくは1軒1軒、今まで舟形町も他の町村もそうだと思うんですが、1軒1軒募金を募って歩いていると。休みのとき、そして夜、昼間と、その事情に応じて回らなければならないという苦労があったので、町内会で一括してそういった方々の集める人の苦労を減らす意味で、町内会ごとで決まっていた役員というふうな苦労を減らす意味で、そういう一括してというふうなことにやっている自治体が、自治体といいますか、町内会が多いんだろうというふうに思います。

先ほどの裁判の判例については、強制的なところでしてはならないという判例も私も知っておりますけれども、それ以外の自由意思でする分については、強制力がなければ別にそれも構わないというところもあるようであります。

第4町内会の例を出されていますけれども、私は洲崎町内会にいますので、そういうことに関しては議論にもなりませんし、みんな大変であればその町内会費から出すことで問題ないですよというふうなところで、総会で決議しております。それに異を唱える人もおりませんし、そのほうがいいべというふうな形で、あとは何軒掛ける1人幾らで、あとはそれぞれのところにお金を振り込むもしくは持っていくというふうなことがあるようです。ですから、各町内会ごとのそれぞれの考え方がひとつあるのではないかというふうに思います。

第4町内会でいらっしゃる佐藤議員も、ぜひ第4町内会の町内会長さんともお話ししていただいて、それが問題だとすれば、ぜひ第4町内会で改めていただく。あとは、舟形町の町内会の中で連合会もごございますし、いろいろ協議する場所もありますので、今後その募金、集金、それから保険の掛金というふうなものについて、どうあればいいかというふうなことに議論をしていければいいかというふうに思います。

まずは、本当に今のところは連合町内会の会長さんをはじめ、町内会長さん方からは何の苦

情も来ていないという現状がひとつありますので、ひとつ問題提起というふうなことで捉えさせていただいて、今後町内会長さんたちとも話をさせていただければというふうに思います。

7番 一つの問題提起で結構です。今すぐ、今言ったからあしたからできるなんていうものでもない。いろんな種類の募金なり会費の徴収なりが集まっていますから。

もう一度私の町内会長の最後の3年間の話、思い出話みたいで本当に恐縮ですけども、とにかく過去にできた組織や団体が人口減少に伴って、それをやる人がいなくなったんです。やりたいという意味はあったとしても回ってくれる人がいなくなったので、それをやる人がいなくなったので、今度は町内会の役員の中から出してくれとか、町内会費の中から集められないかという、そういう時代の移り変わりがあって、今後も人口減少が続けば、今ある組織が立ち行かなくなったら、町内会でやってくれないかっていう、そんな話は今後来ると思っています。私、最後の3年間に思ったことは、自分たちでどれほどの組織継続のための努力をして、した上で、町内会にお願いしますっていう部分をお願いしてきているのかなと、こういうふうに思ったものです。

ということで、もう、この人口減少社会に入ったなら、大きな話になりますけれども、今既存の組織の改廃、統合なり、あるいは場合によってはもう組織が立ち行かなくなったっていうときには、解散、廃止という、そういう選択肢もあると思います。その判断の基準が、町内会にやってもらうっていう簡単な考えで町内会に依頼してくるっていう、自分たちどのぐらい、地域の町内会を回って、役員をお願いしますって言って探したんですかって、やっぱり言いたくなることありましたね、やっぱり。自分たちがどれほどの努力をした上で、それでやっても駄目だから、町内会にお願いできないですかっていうようなところが、やっぱり見えなかった。そこまでの組織なら、あるいはさっき言った募金の集金の集計、自分たちの活動をするお金の集計もできないようなぐらいの組織の衰退が見られるんでしたら、やはりそれは組織の改廃、統合なり廃止なりすべきだと私はそういうふうに思います。そういうふうなことを促すっていうことも、頭の念頭に置いて私は活動していくべきだというふうに思います。答弁をお願いします。

町長 なかなか意思疎通がかなわないところではございますが、改廃と言っても、何を改廃するのかと、例えば青少年育成町民会議を廃止するのか、あるいは社会福祉協議会を廃止するのか。交通安全母の会を廃止するのか。そういったことが果たしていいのでしょうかというふうなところで、健全な青少年育成のために様々、朝おはよう運動等駅に集まっておはようという活動をしています。交通安全母の会については、秋と春と夏と、それぞれ交通安全を訴えて立哨していただいている。そういった活動があるわけです。それを自分たちが集められないからやめるべきだというふうなところは、行政ではなかなか言えないのではないかと。

せつかくそうやって苦勞をして活動している、それぞれの各町内会に交通安全母の会の役員というのがいらっしゃるはずです。その方の軽減をするために、町内会でそういった集金方法を取っているんだというふうに思っていますので、そういったところも踏まえて、組織をなくしていいというふうなことが本当にいいのかどうか。それが集金とこの町内会との業務が多くなってきているというふうなところの表現になるのかなというふうに思っているところです。

本当に今の体制でいけば、先ほど言ったとおり1人幾らで、あと振込すれば集計も何も要らないわけです。非常に集計業務なんかは簡単な作業になってきているというふうな、逆に言うと事務作業が楽になったというふうなことで、町内会のほうとしては、私も役員をしておりましたが、そっちのほうが好きだと、誰がよこさなかったとかって言っているよりはというふうなこともございますので、町内会、町内会ごとの考え方というふうなところも、佐藤議員の考え方もございますけれども、ぜひ町内会としての総意としての考え方というのを持ちながら、そして町全体の町内会としての考え方を検討してまいりたいというふうに思います。

議長 以上をもちまして、佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時21分 散会

令和8年6月9日（火曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録
（第2日目）

令和8年舟形町議会第2回定例会第2日目

令和8年6月9日（火）

出席議員（10名）

1 番 伊 藤 廣 好	6 番 奥 山 謙 三
2 番 叶 内 昌 樹	7 番 佐 藤 広 幸
3 番 荒 澤 広 光	8 番 八 畝 太
4 番 伊 藤 欽 一	9 番 石 山 和 春
5 番 小 国 浩 文	10 番 斎 藤 好 彦

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	新規就農・女性活躍支援室長	岡 崎 千恵子
副 町 長 伊 藤 幸 一	地 域 整 備 課 長	伊 藤 秀 樹
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	鍛 冶 紀 邦	地 域 強 靱 化 対 策 室 長
デジタルファースト推進室長	佐 藤 仁	伊 藤 英 一
まちづくり課長	曾根田 健	会 計 管 理 者
ふるさと応援推進室長	野 尻 誠	相 馬 広 志
住 民 税 務 課 長	豊 岡 将 志	農 業 委 員 会 会 長
危 機 管 理 室 長	植 松 昌 人	叶 内 栄 一
健 康 福 祉 課 長	沼 澤 一 征	総 務 課 財 政 係 長
農 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博	仲 野 健 太
		教 育 長
		教 育 課 長
		代 表 監 査 委 員
		監 査 委 員 事 務 局 長
		大 場 健 一
		浅 井 純
		森 英 利
		齊 藤 徹

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	大 場 健 一	事 務 補 助 員	大 場 正 江
-------------	---------	-----------	---------

議事日程

日程第 1 一般質問

日程第 2 承認第4号 令和7年度舟形町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について

- 日程第 3 承認第 5 号 令和 7 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）
の専決処分の承認について
- 日程第 4 承認第 6 号 令和 7 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 4 号）の
専決処分の承認について
- 日程第 5 承認第 7 号 舟形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての専決処
分の承認について
- 日程第 6 承認第 8 号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承
認について
- 日程第 7 承認第 9 号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての
専決処分の承認について
- 日程第 8 報告第 1 号 令和 7 年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につい
て
- 日程第 9 報告第 2 号 令和 7 年度舟形町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告につい
て
- 日程第 10 報告第 3 号 令和 7 年度舟形町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 11 報告第 4 号 令和 7 年度舟形町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 12 報告第 5 号 株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長 日程第1 昨日に引き続き一般質問をお受けいたします。

順次発言を許可します。6番奥山謙三議員。

6番 おはようございます。

それでは、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

このたびの主題は、今全国的にも話題になっておりますクマ、イノシシ等の住宅地等出没対策はと題して行います。

今年も毎日のように、クマの人身被害・出没情報が報道されています。クマ・イノシシなどを住宅地に侵入させないための対策は個人で対応する限界を超えており、地域全体で考えていかなければならないと思います。生ごみ・果樹・餌（誘引物）を徹底的になくし、やぶの刈り払いと電気柵・防護柵・夜間照明・戸締まりなど、物理的防除を地域ぐるみで継続することが大切と考えます。

質問①令和8年3月発行舟形町お知らせ版に、「山形県野生鳥獣市街地等出没対策事業」募集について掲載がありましたが、次の点について質問いたします。

やぶの刈り払い（鳥獣緩衝帯の整備）について、具体的な活動内容と申込み状況、補助内容等について。

不要果樹の伐採等については、これまでの伐採本数、申込み状況、補助内容等について。

「山形県野生鳥獣市街地等出没対策事業」は県事業ですが、町としての支援について考えはないのか。

質問②空き家等が越冬するためのすみかになっているとの報道がありましたが、舟形町では、空き家の解体は進んでいるが、いまだに散見される状況にあります。解体を促進するための方策について質問します。

以上、よろしくお願いいたします。

町長 おはようございます。

6番奥山謙三議員の「クマ・イノシシ住宅地等出没対策は」についてのご質問にお答えします。

初めに、4月23日の山形県の発表によりますと、令和7年度におけるクマの捕獲頭数が1,609頭となり、過去最多だった5年度の2倍超に上ったとしております。さらに、捕獲頭数

は市街地での目撃が相次いだ9月から11月に急激に増加したと発表しております。

一方で、当町の状況を見てみますと、捕獲頭数は5年度の10頭に対して7年度は17頭と1.7倍に増加しております。捕獲時期は、県と同様に9月から11月まで11頭を捕獲しており、この時期の捕獲頭数が全体の約65%を占めております。

奥山議員の質問にもありますように、有害鳥獣対策は地域ぐるみの対策が重要であります。そのため、町民の皆様に対し広報や町内会長会議、研修会の場において、これまで繰り返しお知らせしてきたところであります。

1点目の、「山形県野生鳥獣市街地等出没対策事業」についての質問にお答えいたします。

初めに、「やぶの刈り払い（鳥獣緩衝帯の整備）への支援」であります。具体的な内容は、集落周辺にクマやイノシシなどが近づきやすくなるやぶについて刈り払いを行う町内会などを支援するものであります。申込み状況については7件であります。補助内容については、補助対象経費が刈り払い作業や、刈り払った草木の処分について直接かかる経費であり、補助金額は補助対象経費に相当する額で、全額県負担、上限15万円であります。

次に、「不要果樹の伐採支援」であります。具体的な内容は、クマを呼び寄せる柿や栗などの収穫しない果樹の伐採を行う町内会などの団体または個人を支援するものであります。申込み状況は45本であります。補助内容については、補助対象経費が不要果樹の伐採や、伐採した木の処分に直接要する経費であり、補助金額は補助対象経費の3分の2に相当する額で、その内訳は県と町がそれぞれ3分の1を補助するもので、1本当たりの上限が4万円となっております。昨年度と比較して上限額が2万円増加しております。ただし、所有する木を自らが伐採する場合は、燃料代などの実費に限定されます。

ほかにも、刈り払いの土地所有者や不要果樹の所有者の合意があることや、1月31日までに作業を完了すること、緩衝帯整備の場合は刈り払いを3年間継続することなどの条件があります。

当町としては、まず危険鳥獣を人の生活エリアになるべく近づけさせないことを重視し、これまで対策を検討してきたところであり、当事業の実施に当たっては要望把握の段階から実施希望者を多く募るため、広報お知らせ版への掲載、町内会長会議における周知、昨年問合せのあった町内会や個人に対し直接電話をかけての事業説明などを行ってまいりました。ある町内会では、全戸配布による要望把握を行ったと伺っております。そのような対応の結果、多くの要望が寄せられたと理解しているところであります。

最後に、「山形県野生鳥獣市街地等出没対策事業は県事業であり、町としての支援の考えはないのか」という質問であります。不要果樹の伐採については県と町が連携し、協調して補助する事業でありまして、町としても支援をしている状況であります。

さらには、5月中旬に県から同事業について県補助分の予算割当て内示がありましたが、当

町の要望額195万円に対し140万円が不足する55万円の内示額でありました。せっかく町民から寄せられた安全確保のための事業要望に対し、優先順位をつけることはできません。県補助金の不足額を町が負担してでも事業を実施いたします。

このような状況でありますので、私自身も県に対し予算の増額を強く要望してまいりますが、奥山議員をはじめ町議会としましても要望活動を行っていただくなどのご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、質問2点目の「空き家等がクマ・イノシシの越冬するためのすみかになっている状況に対する解体促進の方策」についてお答えいたします。

結論から申し上げますと、空き家の解体につきましては、今年度から補助率を50%から80%に、補助金の上限を60万円から100万円、町内業者が解体の場合は補助金の上限を100万円から200万円に、小屋等の附帯建物については補助金の上限を10万円から20万円、町内業者が解体の場合は補助金の上限を30万円から50万円に改正し、空き家解体を促進しております。

その効果もあり、現在19件の申込み・相談があり、令和6年度の5件、令和7年度の2件から大幅に申請件数が増える見込みであります。

特に、小屋の解体が13件と多く、その理由の一つにクマ等のすみかとなる危機感から、不要な建物は除却するという意識が高まっているのではないかと考えております。

今年度からの空き家解体に係る支援の強化は、解体を促進し、野生生物が住みつくリスクも含め、将来的な倒壊、飛散、不法侵入等様々な危険の防止に大きな効果を発揮するものと考えております。

6番 ありがとうございます。何点か再質問させていただきたいと思います。

ちょっと、回答の中ではやぶの刈り払いに対する支援というふうな回答のようではありますが、どこの集落ももう周りがやぶだらけという状況の中で、全てのやぶを刈らなきゃならないのか、それともこの辺を重点的にというようなところ、私の地元である福寿野を参考にしてもらっても結構なんですけれども、どの程度のやぶを刈ればいいのか、もう少し具体的な答弁をお願いしたいと思います。

町長 これはやっぱり集落での、町内会とかその団体で、ここはクマがよく出没しているとか、クマがよく通っているところとかというところの感覚もございませうし、その場所の選定については各団体であったり、町内会の判断というところがあると思います。その基準等について、もう少し県のほうから具体的に示されているものがあるとなれば、農業振興課のほうから、課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいま刈り払いの場所ということですが、例えば、ちょっと話外れますけれども、奥山議員の地元の地域ですと、例えば多面的機能支払交付金とか、いろいろやぶが刈り払いされて、やぶなんかない状況には農地はなっていると思います。それ以外の部分で、違

う事業として実施するものですから、住宅地から半径200メートル以上離れたところは対象としないという条件でございまして、200メートル以内の部分は対象となると。例えば、農地と農地の間であったり、農道の脇だったり、山林も少しはある、どこにでもあるのかなと思います。それが住宅地から200メートル以内の範囲であれば対象になるということでございます。その200メートルというのは、重機を使って、使える範囲かどうかという一つの基準でもございます。

6番 今の答弁を聞いていると、住宅地から200メートルという中におけるやぶ等となれば、当地区では該当するところないような気がするんですが。というのは、200メートル以上離れているような気がするんですが、そうなってくるとする場所がなくなってしまうというようなことが1点と、当地区を例にしてちょっと話をさせてもらおうと、山際には三光堰の水路があるというようなところで、春の水路清掃さらには今月下旬には水路の草刈りと、もう全部やるわけですから、これが緩衝防止になってくるのかなと、私個人的には思っておったわけですが、そうするとかなり条件的に厳しくなってくるという、200メートルというような条件が入ってくるとかなりこう、する場所がなくなってしまうと思うんですけれども。私的には、前回、長者原から上がってくところの栗林のところに箱わなを設置したというような経過があるんで、この辺のところを刈ればいいのかと個人的には思っておったんですけれども、これも該当はしないんでしょうか。

町長 その点については、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 今、奥山議員のおっしゃったその場所について、GIS地図情報システムとかで図上で見まして、おおむね200メートルぐらいあるかどうかを見させていただきます。それで、200メートル超えるとなると、その対象外にはなってしまうんですが、大体そのぐらいの近くであれば対象にできるのかなと思います。また、どの住宅から200メートルかということも、測り方にもちょっとよるものですから、ぜひご相談いただきたいと思います。

6番 今回募集する際には、住宅地から200メートル云々という説明は一切なかったわけなんで、各町内会では軽い気持ちで手を挙げたというようなところがあるんじゃないかなと。私自身もそういう条件があるというのは、ちょっと頭になかったもんですから。町内会にとっては、町内会の共同作業による地域のまとまりをつくっていくとか、そういうようなことのためにいいのかというふうに思っ手を挙げたわけですが、かなり、今条件を聞いていると、該当する箇所がなくなってしまうのかなというところで、もう少し各集落ごとへの個別の相談というものを、もう少し進めてもらいたいという要望をしておきたいと思います。

次ですけれども、私が一般質問を提出してから毎日のように、これまで想定できなかった住宅地、大都市への、今でいえば宇都宮市内とか、あと最近では福島駅前とか、非常に想定で

きなかったような市街地に出没してきているということを考えていくと、このようなことをしても止められないんじゃないかなと、非常に限界を感じてきております。そういった中で、じゃあどうすればいいのかとなれば、しないよりはいいというのは分かりますけれども、舟形町ではまだ猿の群れ、1頭、2頭はおるようですけれども、群れとしての猿というのはまだいないようでありまして、角川地区ではもう群れによる猿の被害で、畑の物が全て食い荒らされているという状況のようでありまして。いずれ舟形にも、猿がだんだんと来るのかなということを考えていくと、やっぱり何らかの対策ということを考えていくと、角川地区の住民の方に話を聞いたところ、電気柵で防止するしかないという話でありました。そういった中で、電気柵等購入の場合のこの補助内容等、もしあればお聞きしたいなと思います。

町長 その点につきましては、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいまの電気柵の補助でございますが、2種類ございまして、1つは三戸以上でまとまって取り組むという事業につきましては負担金なしでできるような事業もございます。もう1つについては、個人でできるものでございますが、2分の1補助の事業がございます。

いずれにしても、10月頃まで要望をいただくと、来年、その次の年度で実施できるような形になっておりまして、広報お知らせ版等でその募集をしているところでございます。

6番 そういような補助内容があるということは分かりましたが、1つ確認ですけれども、自給野菜でも該当するのでしょうか。

町長 その点についても、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 2つ事業を申し上げましたが、後で述べたほう、2分の1補助の事業に関しては、自給野菜でも対象となっております。

6番 この県事業について、やはり各町内会で進めてもらいたいという私の思いがあります。そういったところで、具体的な相談等について町のほうで相談に乗っていただいて、各町内会で実施できるような方向で進めていただきたいと思います。

次ですけれども、空き家関係についてちょっとお尋ねしたいと思います。

空き家の解体が進んでいるというようなことで、非常にいい方向に行っているなと思いますが、この空き家になっているところの固定資産税の未納額の発生状況について、どういう状況なのかお聞きしたいと思います。

町長 その点については、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 ただいまご質問いただきました空き家の固定資産税についてでございますけれども、令和7年度の決算見込みのベースでちょっとお答えさせていただきたいと思います。税額については、家屋だけでなく土地もちょっと含む金額にはなるんですけれども、空き家全体に対しての滞納繰越の予定は13戸で39万9,300円となる予定でございます。

内訳としましては、空き家の相続人がしっかり私が払いますとか、あとは登記しているというようなものについて6件、6戸分が滞納で20万3,700円でございます。もう1つが相続人調査中の物件、こちらもございますけれども、こちらが7件で19万5,600円、合わせて39万9,300円という予定でございます。

6番 ちなみに空き家になっているところで、固定資産税の対象になっている箇所というか、何件ぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

議長 すみません、奥山議員、この空き家が、クマの、空き家……、森町長。

町長 その点についても、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 ただいま申し上げました空き家、土地も含む金額と件数ですけれども、こちらは地域整備課ともちょっと統一しておりまして、134戸という全体の中での戸数でございます。

以上です。

6番 固定資産税について質問した理由というのは、先ほど来答弁にもあったとおり、舟形町の解体における補助率のアップによる効果があったという答弁があったわけであります。そういったことの、この補助内容とか、あとこの空き家があることによつてのこの越冬のすみかになっているというようなこの現状等について、その該当者に、要するに支払っていただいている血縁者、血族関係者だろうと思いますが、この方にどのようなアプローチというか、解体を進めるためのこういうふうな情報を提供しているのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

町長 空き家全体が有害鳥獣等の越冬のすみかとなっているわけではないので、全てそのような冬季間におけるそういった野生鳥獣が住んでいるかいないかというような調査もしていないところだと思いますが、もし分かれば地域整備課長より答弁をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 空き家の固定資産税の対象となっているところについての情報提供というところにつきましてなんですけれども、空き家全般につきましては昨年度の広報、たしか10月号だったと思うんですけども、2ページを割きまして空き家対策について広報をしたところでございます。その中には、空き家に関して、空き家になる前に話を、ご家族とかご親戚とかで話を進めていただきたいということも含めて広報したところでございます。

ただ、固定資産税の部分までとなるとちょっと、その部分はちょっと広報の内容にはなかったかと記憶しております。

以上です。

6番 空き家が全てすみかになっているというようなことは、これ重々承知の上なんですけれども、やはり空き家があることによつての環境への悪影響といいますか、やっぱりこの辺はあるんじゃないかなと思っております。そういった中で、やはりせっかく町でこういうような

補助内容等充実してきておりますので、この辺をやっぱり何とかPRをしていただいて、もっともっと解体が進むような方向で進めていただきたいなという思いで再質問をしたわけがありますので、ぜひこういうチャンスを捉えて進めていただきたいと思います。

なお、県の事業等につきましては、しないよりはいいのかなと思いますので、ぜひとも各集落で十分話し合いをしながら、鳥獣が来ないような地域にしていきたいと、していかなければならないと思いますので、今後とも町そして地域、十分話し合いをしていただいて進めていただきたいなと思います。

これをもちまして、一般質問を終わります。

議長 以上をもちまして、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、4番伊藤欽一議員。

4番 おはようございます。

一般質問入る前に、私、昨年11月25日に自宅の雪囲い作業中にはしごと一緒に転落しまして、左足を切断しなければならないけがをしまして、今年3月26日に退院するまで4か月間入院をしておりました。その間、12月の定例会、そして予算を審査する3月定例会、この2つの議会を欠席しましたことにつきまして、舟形町議会そして町執行部の皆様方に変な迷惑をおかけしたことを、まずもっておわびしたいなと思います。

また、それ以上に、私、町民の方から、皆様から負託を受けている以上、この定例会の議決に関して1票というか、私の賛否を意思表示できなかったこと、誠に町民の皆様方に申し訳なく、心からおわびを申し上げたいなと思います。本当に、誠に申し訳ございませんでした。今後、このようなことのないように十分注意して、議会活動してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速、私の質問に入りたいと思います。

通告しておりました、交通安全対策は早急にというようなことで、昨年の9月8日ですけれども長沢地内（松原）の国道47号線と県道56号線の交差点で軽乗用車と乗用車が衝突し、70代の女性が死亡する事故が発生しました。平成30年9月定例会で、今回の事故現場の危険を指摘し、対策の必要性を質問をしました。町からは、新庄警察署、公安委員会へ改善の要望をし、「止まれ」標識が設置されたようですが、残念ながら事故が発生しました。事故後に警察署、公安委員会、町の交通安全協会が現場の検証を実施したと思うが、検証結果について伺います。

また、今後の事故防止対策も検討されたと思いますが、町からは事故防止対策について意見または要望等は出されたのか伺います。

安全対策の参考に、現場付近の写真を添付しております。

特に、目視で確認できる環境の整備も必要と考えます。町道や県道に描かれている横断歩道

表示、停止ラインや文字等が冬季間の道路除雪等で削られ、薄くなり、危険と思われる箇所が多く見受けられますが、融雪後早急に点検し復旧する対応について、現在の状況はどうなっているのか。

また、町内において下水道のマンホールが路面より高くなっているところがあり、軽車両や二輪車、シニアカーの通行に支障があるような箇所が見受けられます。以前にも質問が出され対応したと思うが、再度事故防止のために危険箇所の確認をし、対策していく考えがあるのか伺います。

町長 それでは、4番伊藤欽一議員の、「交通安全対策は早急に」についてのご質問にお答えいたします。

舟形町では、第7次総合発展計画の基本目標5、防災安全において「くらし・生命を守るまち」を大きな柱とした後期短期アクションプランを策定し、地域の安全を確保するため、様々な施策を展開し、全ての町民が安心して暮らせるまちづくりを推進しており、警察や交通安全協会舟形支部、舟形町交通安全母の会などと連携し、交通事故防止に取り組んでおります。

舟形町内では、令和7年中に発生した東北中央自動車道を含まない交通事故は、発生件数は3件、死者1名、負傷者5名で、前年より発生件数で1件、死者で1名、負傷者で3名多くなっております。

この死者1名が令和7年9月8日午後5時過ぎに発生した自動車同士の衝突事故による被害であります。

事故の概要は、県道56号を野方面から進行してきた軽自動車が、一時停止標識のある丁字路交差点を右折進行する際、国道47号を最上町方面から進行してきた普通乗用車と出会い頭に衝突し、軽乗用車の同乗者が亡くなるという痛ましい事故でありました。

事故原因は、野方面から進行してきた軽乗用車の、指定場所一時不停止違反と伺っております。

事故現場の検証については、事故発生後の9月12日に国土交通省新庄国道維持出張所職員3名、最上総合支庁総務企画部防災安全室職員3名、建設部道路計画課職員3名、山形県警察本部交通企画課職員1名、交通規制課職員1名、新庄警察署交通課職員4名に加えて、町職員2名、交通安全協会舟形支部2名、舟形町交通安全母の会1名、最上地区安全運転管理者連絡協議会2名が参加した「死亡事故発生に伴う緊急の現場点検」が実施されております。

事故発生後、町や交通安全関係団体から、国や県、警察に対して、交通事故再発防止対策の具体的要望活動は行っておりませんが、緊急現場点検の後、新庄国道維持出張所では、路面の穴やひび割れの補修と区画線の引き直しを行ったほか、新たにゼブラゾーンを設けており、最上総合支庁道路計画課では、止まれの標識に覆いかぶさっていた支障木を伐採しております。

す。県警察本部交通規制課では、薄くなっていた止まれの道路標示を引き直したほか、止まれの標識と止まれの道路標示を新たに1つずつ追加しております。

今後の対応として、国道沿いに啓発標識の設置を検討しているとのことであります。国・県・町道の道路標示について、新庄警察署では年1回巡回点検を実施しており、住民から寄せられる電話の依頼と併せて、その都度各道路管理者へ情報提供をしているとのことであります。

地域強靱化対策室では、融雪後に町道を点検し、薄くなった道路標示の引き直しを行っております。また、町内会、各地区要望会でいただいた情報に基づき、現地を確認した上で、必要に応じて対応しているところでもあります。なお、今年度は雪解けが早かったため、緊急対応分として4月に目視できない状況にあった「停止線」と「止まれ」の文字について、2か所の引き直しを実施いたしました。具体的には、主要地方道舟形大蔵線から旧長沢保育所の交差部と、長沢楯から東側へ下り一般県道新庄長沢尾花沢線の交差部において対応いたしております。

また、住民税務課でも警察から提供されている町内の交通事故発生状況などを基に、適時巡回し、関係機関へ情報を提供して対応いただいているところでもあります。

次に、下水道のマンホールと路面の段差に係る確認と対策についてお答えします。

下水道及び集落排水のマンホールは町内に1,513か所あり、下水道担当ではこれを3年かけて点検しております。その中で、路面との段差についても点検しており、異常があれば修繕を行います。

町道担当では、道路パトロールに加え降雪前に除雪オペレーターが路面を点検し、必要に応じ補修を行っております。これにより、令和7年度はマンホール周りの舗装修繕を36か所実施しております。

国道及び県道においては、道路管理者のパトロールや点検により、通行に支障のある段差等が確認された場合には道路管理者から下水道管理者へ修繕の指示が出されます。

このように、下水道管理者、道路管理者、それぞれの立場で安全に通行できるよう点検を行っているところではありますが、振り返り考えますと歩行者の視点というところが少し欠けていたように感じます。歩道等、歩行者が通る場所のマンホールについては歩行者、特に子供や高齢者の視点で、歩行等に支障がないかどうかを点検し、必要な対策を行わなければならないと考えております。

また、私道内のマンホールについては、通る人が限られている分、利用者からの情報提供が重要となります。より早く異常を察知するためにも、段差等マンホールの異常に係る情報提供について、周知する必要もあると考えております。

4番 最初の事故等に関する答弁でありますけれども、これは町長答弁のとおりだと思います。

やはり国道、県道が絡む状況なものですから、なかなか町としてもどこまで手を出したらいいのか、ちょっと言葉悪いですがけれども、やっぱりそこら辺、役割分担、責任の所在がある程度、町、県、国というようなことではっきりしているのかなということは思いますけれども、しかしながらやはり死亡事故が起きた、これから事故が起きないような対策を講じていかなければならないとなった場合に関しまして、やはり町、県、国、一連のやっぱり情報共有しながら、そこを改善していくのは当然なのかなと思っているところでございます。

町としては、交通事故防止対策の具体的な要望は行っていないということなのでありますけれども、今言ったように事故を防止するためにこれから関係機関に町からやはり要望をしてもらうための参考になればいいなというようなことを思いながら、写真も添付しておりますけれども、後ほどそれを参考に提案を町としてもしていただければということを思っていますんで、何点か再質問をした後に、そこら辺の提案をしていきたいと思います。

まず、確認をしておきたいと思います。事故原因というのが指定場所一時不停止違反でこの場合は処理されていますけれども、死亡事故発生に伴う緊急の現場点検でありますけれども、停止する停止線、または止まれの表示がこの場合非常に明確でなかったのも事故が起きた要因になっていたのではないのかなと思います。私も何度となくあそこを通りますけれども、非常にラインが薄くて分かりづらい。そんなことも事故の要因になっているのではないのかなと思いますけれども、そういった話はそのときは出なかったのか、お聞きしたいなと思います。

町長 その点検に私行っておりませんので、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 その際の緊急現場点検、議員おっしゃられるとおり、やっぱり国道管理、県道管理、その他の団体の方々が一堂に会してその現場に赴き、原因やそういったものを共有するというのが非常に大事なのかなと、今後の対策についてはということで、感じているところでございます。

9月の現場点検の際に、木の覆いかぶさりであったり、標識が見づらくないか、停止線が薄くないかという部分、全て確認を取ってございます。だんだん薄くなっていく道路標示なものですから、どの時点で引き直しをするかというのはなかなか判断が難しいところの部分もあると思いますけれども、今回の後に区画線の引き直しや、ゼブラゾーンを設けた際にも、やはり少し薄いという現状は確認してございます。

以上です。

4番 今、課長がおっしゃったように、現在ゼブラゾーンもかなり薄くなっています。やはり、どの時点で引くかというのは非常に迷いどころではあると思うんですがけれども、やはり事故防止する観点から、そういった死亡事故が起きた、例えば子供たちが事故に遭ったというよ

うな場合に関してはやっぱり早急に対応する、これが必要なのかなとは思っております。

例えば、あそこの路面に関して穴やひび割れの補修ということを書いておりますけれども、これは10月の31日段階でもう完了しています、国交省のほうでは。ただ、その後のラインというのがまだ引かれていなかったんですよね。そういった各所の情報共有によって、どんどんとやっぱり進めていかなければならないのかなと、穴を埋めました、ラインを引きます、例えば今言ったような止まれの標識が見えないんで枝を切ります、そういったものが町は町、県は県、国は国でなくて、ある程度そこら辺、点検をしたんである以上はやっぱり情報共有して、ここら辺までできているよと、次はこういったものをやるよというような、そういったやっぱり段階的にどんどん進めていかなければ、何かそこら辺がほったらかしにされている、言葉は大変悪いんですけども、何かそういった形になり得るというか、やっぱりなってきているような状況が見受けられるなと思いますんで、そこら辺、再度やっぱり情報の共有をしながら、どんどんと危険な箇所は対処していくべきでないのかなと思います。

この件に関しましては、なかなか町としても、答えるところが難しいのかなというようなことで、1点、先ほど申しました町としての要望でありますけれども、あそこの現場に関して写真も添付しております。

1番の写真でありますけれども、この1番の写真というのが県道56号から47号線に合流する、それを見たときの写真であります。この県道56号というのが交差点に行くまで上り勾配で、止まれのラインがほとんど、この写真のように見えません。追加で、当初止まれのラインというのは国道に近いところにあって、その後、今説明ありましたけれども、その手前にもう一つ止まれの文字を入れております。しかし、やはりこういうふうになり勾配で見えない、で、これに関して、町長も建設畑が長ったと思いますけれども、車2台ほど止まるとこの水平面がないというのが現状であります。県のほうには、この水平面をもっと長く取っていただければ、まずその標識、道路に描いた表示、それ等も見える、停止線も見える。今の状況だと、上ってすぐ停止線が来るというような状況なので、そこら辺、視距改良というような観点から、これは県の仕事だと思いますけれども、ここら辺、町長どういった考えがあるか伺いたいと思います。

町長 視距改良というのは、基本的にはカーブがあってその先が見えないというところが視距改良に該当するわけでございまして、今回のような縦断勾配、特に国道47号にタッチする部分については、当然亀割バイパス、国道47号のほうに後に来ておりますので、そういった部分で県道と国道の中でタッチする部分についての停車の水平位置と距離というものについては協議なされてきたと思っております。

やはり、県なり国なりの方向で行くと、停止線と止まれだけで止まっているわけではないと。47号にタッチする際には、上に止まれの標識もあるよという位置づけだと思っております。

したがいまして、私どものほうとしてはできるだけ安全に停止できるようにというところで、ここが交差点であるというところの認識と、それから私も瀬見方面、最上町方面に出るとき、右を見て、左を見て、また右を見て出るわけですが、かなり47号の通る車のスピードというものが上がっている場合等もございまして、意外に車を出していくときに近くになってしまっているというところもあるようであります。やはり国道47号の側のほうにも、交差点があると、もしくは進入する車があるよというような表示が必要なのかなと思います。

いずれにしても、今議員がおっしゃられたとおり、そういう提案をいただきましたので、それらについても県のほうにも伝えていきたいと思います。

4番 ありがとうございます。

まず、県に関しては、今町長おっしゃられたとおりの要望になるのかなと思います。この国道に関してですけれども、やはり国道に、県道に入る、例えば2番の写真ですけれども、これはバイパスから瀬見方面を見た写真ですけれども、国道に右折するというのが、表示がありません。ただ、100メートルぐらい手前におっきい県道56号が入っているよというような大きい看板がありますけれども、この路面上に右折するラインとか、そういったものがないので、やはりある程度国道のほうでもそういった明示をしていただくような、今町長言われましたように国道に関してはそういった要望なりをしていただければいいのかなと思います。

やっぱり、国、県だけでなく、それでは町はどうなのという話になってくると思います。それが3番と4番の写真を見ていただくと、どうしても県道56号と47号の交差するところに、この林がございまして。若葉が芽吹く前ですと、国道を新庄方面から来ても県道を走っている車が全て見えます。県道56号を走って、例えば瀬見方面に向かっていても、47号、新庄方面から来る車両が見えます。ということは、この杉林等々をある程度きれいにすると、車両が目視できて、まず一つは安全対策になるのかなということで、町としてはこういったところの改修というか、そういったものを町が担う、ここはちょっと調べましたら民地になってございまして、これは幅の方の何か所有地になっているようでございまして、そこら辺、町はこういったものをやりますよ、国ではこうお願いします、県ではこうお願いしますということで、やはりお願いだけじゃなくて自分のところもこういうふうにするよというようなことを提案しながら、要望していただければなと思っているところでございます。

5番、6番に関しましては、なかなか、これは停止線を描いた、写したんですけれども、なかなかやはり見えないというようなことで、そういった5番、6番の写真でございまして。

先ほど言った4番の写真を見ますと、穴とか埋められていますけれども、まだラインは入っていないというようなことの写真でございまして。

以上のことから、町は町でこういった仕事をします、県はこういったことをお願いします、国はこういったことをお願いしますというようなことで、お互いに役割分担をしながらやっ

ていただければ、少しでも安全対策になるのかなと思っていますんで、そこら辺ご検討いただければと思います。

事故に関しては、以上のことで終わりたいと思います。

次に、町に関して、まずマンホールというようなことでございますけれども、私こういった体になってみますと、リハビリのためにつえをついて、やはり道路歩きます。そういった場合に、今まで見えなかったことが非常に見えるようになってきました。で、マンホールに関しても、今まで何気なく車で通っていたものが、やはり歩いてみるとこれは危険だなというところが、非常に随所に見えてきました。例えば、うちの近くでありますけれども、マンホールが、恐らく道路のジーエルエルの10センチから15センチ高くなっています。それは舗装ですりつけはしていますけれども、なかなかちょっとそこを歩くには至難の業で、よけて歩いてはいるんですけれども、やっぱりそういった箇所というのは、マンホールの調整リング、1つ外せばいいのかなということは思いますけれども、やはりそういった、最後に書いていますけれども、やはり歩行者とかに優しいそういった対策をしていただければ大変ありがたいなと思っていますところであります。

このマンホールに関しては、令和7年は36か所実施しているというようなことであります。これに関して例えば地区を分けているのか、それとも優先順位というか、ここは危険だよというようなこと、それをやってこの36か所なのか、そこら辺、ちょっとお伺いしたいなと思います。

町長 その点につきましては、地域整備課長より答弁をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 答弁の中の36か所につきましては、除雪オペレーターの除雪前点検で不具合が発見されたところについての補修となります。地区を分けてとか、何年に1回とか、そういう部分のローテーション的なものではなくて、オペレーターが不具合を発見した部分ということになります。

以上です。

4番 除雪で引っかからないようなために補修したのかなとは思いますが。現在も、いろいろ見てまいりますと、マンホールと舗装の接着面が割れて水がたまっているというような箇所が随所に見受けられます。

やはり、どうしても除雪の入るときというようなことになれば、夏を過ぎて秋の段階になるのかなと思います。やはり現段階で、例えば子供たちが歩く通路にあるマンホールとか、そういったところも、春先に確認をして直していくのが、やっぱり安全を講じるためには必要なのかなと思います。冬季間だけでなく、やっぱり春先、雪が消えたらすぐにちょっと確認をして、チェックを入れて、修繕をしていく、そういったことが町民に対しての安全安心、そんなまちづくりにもなるのかなということでありますんで、そこら辺もできれば今後やっ

ていただければと思っております。

また、ここで言っている道路管理者から下水道管理者へ修繕の指示が出ますというようなことがあります。裏を返せば、指示がなければやらないのかなというふうな、ちょっと大変失礼な言い方ですけども。あくまでも下水道に関しては、町内にあるものに関しては、国道、県道、町道にかかわらず、やはりその設置者、町が管理するものであるんで、そこら辺、逆に言うと修繕の指示が出る前にやっていただく。過去に修繕の指示が出たことがあるのか。ちょっとそこら辺、お聞きしたいと思います。

町長 基本的には下水道管、農業集落排水管についても県道の占用、国道の占用を受けている関係で、道路管理者からのそういった修繕というところについて、直してくださいという要望があれば直すというところですよ。

先ほども言いましたとおり、各集落排水、下水道について、マンホール及び管路の点検を、3年で1サイクルとして回して見えています。その間に、マンホールの高さであったりなんだりというところについては点検をして、その部分について補修が必要な部分はやっているという状況であります。

また、マンホールの特性上、マンホール蓋は60センチなんですけれども、90センチもしくは1メートル20のマンホールの管から斜めに上がっている部分がありますので、その部分については締め固めがやはりどうしても緩くなるという観点から、マンホール周りについてはどうしても下がる傾向がございます。そういったものについては、随時、町道であろうが県道であろうが点検をしているという状況でありますので、先ほど伊藤議員がおっしゃられたとおり歩行者目線という部分では非常にまだまだ足りない部分はあるかもしれませんが、まずは最低限の点検はしているというところであります。

国道なり県道なりから修繕命令が出たのかどうかということについては、担当課長より説明をさせていただきたいと思えます。

地域整備課長 修繕の指示が出たことがあるのかというご質問にお答えしたいと思います。

過去5年間に遡って調査したところ、県道、国道からの修繕の指示というのは出たことがありません。県道においても、国道においてもひび割れ等が発見されると、基本的には指示を出すよりも自分たちで修繕を行うというほうが早くできるということで、自分たちで直しているような状況もあるようです。

以上です。

4番 指示が出る前にほとんど自分たちでやっているということで、そこら辺は大変評価できるのかなということでもあります。やはり、自分たちでいろいろな項目を点検しながら実施しているというようなことで、そこら辺は大変町民としてもありがたいなと思っているところでもあります。

今回、特に答弁の中で歩行者の視点というところが欠けていたというようなことで、新たな視点で今後見直すというような答弁ございます。これに関して、非常に私としても喜ばしいことだなということでもありますし、いろいろな障害を持った方、またシニアカー、いろいろ歩行に困難な方、あると思います。そんな方のやっぱり目線に立って、今後優しいまちづくりをしていただければと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上をもちまして、伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。

午前 11 時 12 分 休憩

午前 11 時 12 分 再開

議長 会議を再開します。

日程第 2 承認第 4 号 令和 7 年度舟形町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認について

議長 続きまして、日程第 2 承認第 4 号 令和 7 年度舟形町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1 番 16、17 ページになりますけれども、歳出、2 款 1 項 20 目ふるさとづくり応援事業費についてでありますけれども、ふるさと納税については 10 億 5,000 万円を超えるということで、大変すばらしい成果を上げられたということで、大変評価をしたいと思いますが。2026 年の 10 月、今年の 10 月からですか、返礼品のルールが改正になるというような情報を聞いておりますけれども、これらによって舟形町のふるさと納税の収支といいますか、その辺はどのように変わる見通しなのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

ふるさと応援推進室長 ただいまご質問いただきました、10 月からの制度改正というところでございますけれども、10 月からの制度改正につきましては何点か変更点がございまして、ただ大きな変更点といたしましては、今まで返礼品代を含めて 5 割以下というようなルールでしたけれども、10 月からはその割合が 47.5% 以内に変更になるというようなところでございます。そして、経過措置といいますか、そういったものを入れて、令和 11 年 10 月からは 4 割以下というようなことになる制度改正だと認識しております。

そうしますと、同じ金額の寄附金額を頂ければ、町に残る金額については増えることになり

ます。しかし、その減額するその2.5%分の経費というものについては、多分返礼品代金に反映される可能性が高くなると思います。ですので、今現在、例えば30%の返礼割合のものが27.5%に抑えなければならなくなるというようなところがございます。そうした場合に、寄附者の方がどのように感じるかというところがちょっと分からないところもございまして、その影響についても今現在ちょっと分からない状況かなと思っております。

ただ、また国のほうでは、ポータルサイトの手数料のほうが、調査で、全国ですけれども1,379億円、手数料率にして11.5%に達しておりまして、その手数料の引下げの要請を多くのポータルサイトの企業が加盟しているふさと納税協会というところにいたしております。そして、そちらのほうの、今国のほうでは回答待ちというような状況であると認識しております。その回答次第では、寄附者に対する返礼割合を変更しなくてもよくなる場合もあるというところございまして、なかなか今時点で、その影響というのをちょっと見通せる状況にはないというところがございます。

以上です。

1 番 現状については理解しました。

7 番 それでは20ページ。災害復旧費の11款ですね。これの、特定財源の6,000万円の減と一般財源の6,000万円の増ということで、行って来いなわけですけれども、この県からの支出金6,100万円、これが減額になった理由、これについて質問いたします。

地域整備課長 県支出金6,151万7,000円の減額につきましては、補助事業の工事实施に伴う増額に関連して、国に対する計画変更を行うわけなんですけれども、計画変更の国からの承認のタイミングで補助金が令和7年度から令和8年度の交付になったためであります。6,151万7,000円はなくなったわけではなくて、令和8年度に交付されるという形になります。増工した箇所の補助金が令和8年度の交付になったという状況でございます。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 賛成多数です。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

**日程第3 承認第5号 令和7年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）の
専決処分の承認について**

議長 日程第3 承認第5号 令和7年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決いたします。承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

**日程第4 承認第6号 令和7年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決
処分の承認について**

議長 日程第4 承認第6号 令和7年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決いたします。承認第6号を原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第7号 舟形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議長 日程第5 承認第7号 舟形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 私も以前総務課で法令の担当した職員の一人でありまして、ちょっと確認をしたいんですが、このたびの職員定数条例を179条の専決処分するということに対してですけれども、果たして専決処分としてなじむのかなというのはちょっと疑問があるんです。今までいろいろな人事異動も何回もあったわけですが、そういう形での、ちょっとその辺は記憶がありませんので、まずこの改正する内容、どういう施策をするために定数を変更するのか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

総務課長 提案理由にもございますけれども、行政需要の変化ということでくくっておりますけれども、例えば選挙管理委員会の定数の増につきましては、昨今デジタル化の流れの中で選管の業務の中でも、または選挙事務の中でも、いろいろと県とのやり取りとか、当日の選挙の状況とかをやり取りする際に通信機器を使ってということが欠かせなくなっております。当然、それだけではなくて、実際に選挙人名簿の調製に当たってもデジタル化により情報の集約等を行っておりますので、そういった専門の職員の配置というのは避けられないという事情もございまして、デジタルファースト推進室からも職員は選管のほうに配置しているという状況が数年来続いております。

今回、総務係のほうの職員の増員というところもありまして、選挙管理委員会の体制として総務係職員等全員体制でも必要だということがあり、業務のほうも多くなっているところも踏まえまして、定数のほうも増やさせていただいて対応していくというために、変更したものでございます。

同様に、農業委員会事務局につきましても、業務のほうの関係もございすけれども、配置の関係で補佐職が今回増員になったということも踏まえまして、農業委員会の事務局体制のほうも増員体制で対応していくことが業務の適正な執行にはやりやすいというような意見交換を行いましたので、こちらも増やさせていただくというところです。

あと、公営企業につきましても、こちら今回人事異動のほうで公営企業の職員も増えているという状況でございます。これまで、水道下水道2人ということで行ってきたわけですが

れども、将来的な部分も踏まえて増員を想定した5名というところで、増やさせていただきたいというところで、今回の人数の増減というところの対応とさせていただいたものであります。

1 番 増員の分のあれは分かりましたけれども、教育委員会でも3名減しているわけですが、3名減で大丈夫だというようなことでよろしいのでしょうか。

総務課長 教育委員会の事務局につきましては、17名から3名減ということになっておりますが、現状、教育委員会につきましては9名という体制で行っております。今後、職員の増というところを町としては考えておりますけれども、全職員数の増というところを考えておりますけれども、教育委員会へも増員配置ということも想定した場合であっても、14名以内での対応で行えるというような判断で、現在の人数とそれにプラスアルファという形を踏まえての人数減とさせていただいたところであります。

1 番 分かりました。

次に、新旧対照表の中で、第2条第3項の選挙管理委員会事務局の職員、括弧兼任となっています。あと、第6号の農業委員会の事務局職員、括弧兼任という表現になっているんですけれども、これについて選挙管理委員会と農業委員会は町長部局でないわけですから、兼任という表現がいいのか、これでいいのかなとちょっと思ったんです。町長部局の中の兼任であればあるんですけれども、選挙管理委員会も農業委員会も行政委員会というようなことになれば、兼任ではなくて併任ではないかと、併任が正しいのではないかと思いますので、その辺、兼任というような表現でいいのか、その辺確認したいと思います。その辺はどうでしょうか。

議長 すみません、質問者に申し上げます。一問一答ですので、最初の質問と内容が違っていますので、注意してください。（「関連しています」の声あり）関連は関連でまた別の質問、さっき言ったように。別問題で発言をしていただきたいと思います。違います。

今回だけ、課長手挙げたので。

総務課長 条例上の兼任ということで表記されております。こちら、兼任であったり併任であったりというような表現につきましては、厳格に運用された、厳格にこの場合はこうだというふうに定められているものではないというところと承知しております。

町長部局と選挙管理委員会は、おっしゃられたとおりに任命権者が別というところであるため、町としては実務上の人事発令については異なる任命権者で身分を併せ持つということで、併任ということでの人事発令は行っております。ただ条例上の表現として、職務を兼ねるというような大きな意味での単位として、兼任ということでの表記となっているというふうに考えております。

以上です。

7 番 これは専決ですので、もう既にこの人員で職員が配置されて勤務しているということでしょうでしょうか。

総務課長 改正につきましては、この人数で改正させていただきました、実際の配置というのはこの人数が配置されているわけではなくて、例えば教育委員会ですと今年度も9人という体制での配置になりますので、これ以内での配置ということでご承知いただきたいと思います。

7 番 それでは、まだ配置されていないと。人がここの部署ですよ。それで、配置されているということで、これ年度、我々3月に予算審議をしてまだ2か月ぐらしかたっていないわけですけども、ここの2か月間の中でこういう人事が、人員配置が必要になったという判断になったんでしょうか。つまり、今年度の予算案というのはもう3月に我々審議しているわけですから、ある程度の事業の内容というのはもう計画ができています。その中で、例えば3月に来年度はこのぐらいの人員が必要だからという、こういう人員配置の策定なり計画が出てきても、だからさっき伊藤議員が言ったようなことですよね。専決しなければならないような、急なそういう人員配置の計画に至った経過、これの説明をお願いしたいと思います。

総務課長 例年そうなんですけれども、3月定例会で予算のほうは審議いただいております。そのときには、基本的には前年度の人員体制を想定しての賃金計上であったり、人件費の計上を行っております。今回人員のほうが増えたりしているわけですけども、その後の職員異動が、その後にありますので、どうしてもその部分については、例年ですと9月補正で予算に反映させているというような形で行わせていただいております。当初予算につきましては、12月ぐらいいからもう予算のほう固める作業を行っておりますので、それはそれとして、その後の異動は補正で行わさせていただくということで、させていただいているという状況でございます。今回の増員につきましても、人事異動も絡んでの増員という部分もございますので、そのようにさせていただきたいと思ったところです。

加えまして、選挙管理委員会の増員につきましては、先ほど説明したとおりデジタル関係の業務増えたということで、デジファからも職員のほうを配置しておりました。昨年度の職員ですと、総務係とデジファの職員1名を入れて総務課の総務係の職員、課長も入れまして実は6名ということで人事の辞令を出しておりました。それで、本来であればこの条例に基づけば5名しか選挙管理委員会に置けないということでありましたが、実際には6名を配置していたという現状がございまして、その部分の誤りについて、監査委員からの指摘もありまして、条例の改正を行って人数を本来の6人に増やすべきだということで、今回の条例改正のきっかけにもなったという経過もございましたので、それも付け加えさせていただきます。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決いたします。承認第7号を原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

日程第6 承認第8号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議長 日程第6 承認第8号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第8号を採決いたします。承認第8号を原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

**日程第 7 承認第 9 号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決
処分の承認について**

議長 日程第 7 承認第 9 号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより承認第 9 号を採決いたします。承認第 9 号を原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、承認第 9 号は原案のとおり承認されました。

日程第 8 報告第 1 号 令和 7 年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

議長 日程第 8 報告第 1 号 令和 7 年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第 1 号につきましては、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第 9 報告第 2 号 令和 7 年度舟形町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

議長 日程第 9 報告第 2 号 令和 7 年度舟形町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第10 報告第3号 令和7年度舟形町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議長 日程第10 報告第3号 令和7年度舟形町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第11 報告第4号 令和7年度舟形町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議長 日程第11 報告第4号 令和7年度舟形町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第4号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第12 報告第5号 株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について

議長 日程第12 報告第5号 株式会社舟形町振興公社経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

ふるさと応援推進室長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 令和7年度の、今ほど実績ですか、報告をいただきました。令和8年度の計画も報告していただきました。そのところの支出のところですけども、それぞれの部門ごとの光熱費が書かれてあります。この中で、ふるさと納税光熱費という項目あるんですけども、この内容についてお聞きしたいと思います。

ふるさと応援推進室長 こちらのほうのふるさと納税の光熱費につきましては、備考欄のほうにもちょっと記載させていただいておりますけれども、主に電気代というふうに考えております。

3番 その前後に部門ごとの光熱費、電気だったり、ガス、灯油という書き方をされていますけれども、このところが多分電気代高騰というところで前年対比108%の増とか、107%の増とかなっているんですけども、ここのふるさと納税の光熱費だけが前年対比84.6%ということで数字が上がっていったいないんですけども、その内容についてもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

ふるさと応援推進室長 こちらのほうは主に電気料ではありますが、灯油であったり、そういった暖房ですかね、そういったところも踏まえて、令和8年度この程度で行けるというふうに振興公社で見込んだものでございます。

8番 一つだけ、この令和8年度の事業計画でありますけれども、この議会でもいろいろ話題になっております。

来年度の事業計画がありますけれども、この中で一つだけ、今世間を騒がしておりますこの鳥獣対策、特に熊問題ですけれども、これについて安全管理面というかそういう管理上の、何ていうか対策といいますか、それが全然入っていないんですけども、それを考える必要はないのかなというふうに、その1点だけちょっと質問します。

ふるさと応援推進室長 舟形町振興公社での熊対策というか、そういったものにつきましては、一昨年から温泉それからセンターハウスというコテージの受付するところ、駅もそうなんですけれども、そういったところに熊用のスプレーのほうを配置しております。それから、今年度に入ってやっぱりコテージから温泉まで、入浴する際にどうしてもあそこを歩かないといけないというところもありまして、コテージのほうに熊鈴のほうを配置して対応しております。そういった形で、できる限り安全に注意しながら行っているところなんですけど、計画に入っていないというところは申し訳ないんですが、そういった形で対応はさせていただいているというところでございます。

8番 あの近辺、県民ゴルフ場付近もですね、特に出没が多い地域になっています。やっぱりいろいろな、今、ドローンですとか、監視する化学機械みたいなのがたくさん出ていますけれども、事故が起きてからではやっぱり取り返しつかないという状況になりますんで、ぜひそ

の辺、力を入れて検討していただきたいと思います。

ふるさと応援推進室長 そちらの安全対策につきましても、今後も様々な方面で検討してまいりたいと思います。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第5号につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時02分 散会

令和8年6月10日（水曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

令和8年舟形町議会第2回定例会第3日目

令和8年6月10日（水）

出席議員（10名）

1番 伊藤 廣 好	6番 奥 山 謙 三
2番 叶 内 昌 樹	7番 佐 藤 広 幸
3番 荒 澤 広 光	8番 八 畝 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 石 山 和 春
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	新規就農・女性活躍支援室長	岡 崎 千恵子	
副 町 長 伊 藤 幸 一	地 域 整 備 課 長	伊 藤 秀 樹	
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	鍛 冶 紀 邦	地 域 強 靱 化 対 策 室 長	伊 藤 英 一
デジタルファースト推進室長	佐 藤 仁	会 計 管 理 者	相 馬 広 志
まちづくり課長	曾根田 健	総 務 課 財 政 係 長	仲 野 健 太
ふるさと応援推進室長	野 尻 誠	教 育 長	浅 井 純
住 民 税 務 課 長	豊 岡 将 志	教 育 課 長	森 英 利
危 機 管 理 室 長	植 松 昌 人	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
健 康 福 祉 課 長	沼 澤 一 征	監 査 委 員 事 務 局 長	大 場 健 一
農 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	大 場 健 一	事 務 補 助 員	大 場 正 江
-------------	---------	-----------	---------

議事日程

- 日程第 1 議案第42号 令和8年度舟形町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 2 議案第43号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について

日程第 3 議案第 44 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等
に関する条例の設定について

日程第 4 議案第 45 号 舟形町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 46 号 令和 8 年度長尾橋橋梁補修工事請負契約の締結について

日程第 6 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第42号 令和8年度舟形町一般会計補正予算（第2号）について

議長 日程第1 議案第42号 令和8年度舟形町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

なお、質疑につきましては歳入歳出一括で行います。ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いをいたします。質疑はございませんか。

1番 それでは、歳出の20ページから21ページ、9款1項9目防災費でありますけれども、防災事業の3,650万8,000円の機材や倉庫整備費、全協の中で一部説明もありましたが、確認と、それから詳細についてお聞きしたいのでお尋ねいたします。

このB&G財団の助成金の交付の要件、あるいは活動の条件など、どのようになっているかまずお聞きしたいと思います。

危機管理室長 防災事業に関してですけれども、こちらの事業についてはB&G財団が全国の海洋センター所在地自治体を対象に実施しているものでございます。災害発生時における迅速な救助及び復旧活動体制の強化並びに地域防災力の向上を目的とする、そういった事業になります。舟形町においても、このB&Gの事業の支援を受けまして、防災拠点として機能強化を図るため整備を実施するものでございます。

B&G財団からの助成金でありますけれども、上限額が機材配備助成金として4,500万円、研修費助成金として300万円が支援の上限となっております。研修費につきましては1年間300万円で3年間支援を受けることができるものであります。

今回補正しているものでありますけれども、まず4,500万円の機材配備の支援の中に、必須で整備しなければならない機材がございます。それが4つありまして、油圧ショベル、スライドダンプ、救助艇、防災倉庫になります。

油圧ショベルとスライドダンプにつきましては、B&G財団のほうから現物支給で来ることになっております。現物支給の油圧ショベルとスライドダンプにつきましては、1,350万円分というところで想定しているところであります。

救助艇、防災倉庫につきましては、こちらのほうで購入する予定となっております。

必須機材以外ですけれども、自治体任意機材としまして防災に係る機材を購入するわけでありますけれども、こちらにつきましては支援を受ける採択は受けてはおるんですけれども、任意機材につきましてはB&G財団のほうと、その要項に合致するものかどうかというところも、まず確認しながら採択になるというところありまして、こちらの想定といたしましては物資輸送、資機材輸送に係る車両、そして人材、物資輸送、そういったものを輸送する車両について整備する予定で考えております。

そのほか、研修についても必須でありまして、研修につきましては東京にB&Gで主催する研修がありましてその研修と、重機の操作研修というところで、そういったものが必須の研修となっているところでございます。

あと、要件につきましては、B&G財団がある自治体に支援を受けるというところで、そういった自治体、災害が起きた場合に、そういった機材も一緒に支援をするというような、そういった要件がございます。

以上です。

議長 暫時休憩をします。

午前10時15分 休憩

午前10時15分 再開

議長 会議を再開します。

危機管理室長 支援を受ける要件は特にございませんけれども、研修は3年間しなければならないということが、そういった要件はございます。

以上です。

1 番 交付の要件はないということで、研修とかそういう、3年間ですか、活動の要件はあるというようなことなんですが、この研修の対象者は職員なのか、あと消防団員なのか、その辺はどういう。

町長 おおむね20人程度、25人とか、その程度の人数を研修してくださいと。要は、油圧ショベルとスライドダンプをあげますので、もしくは救助艇を、するので、それらの機材を動かせる研修を多くの人から受けてくださいというようなものでございますので、職員だけでもちょっとその人数を確保できませんので、消防団の方にもお願いをするというところでありますので、災害時について職員そして消防団の協力が必要でありますので、まずはそういったところで研修を受けると。主に、その防災拠点をつくる上で重要になってくるのが、他の地区、先日も申し上げましたが、能登半島の地震災害によって被災をしたというふうなところが一つ要因でもございますので、そういったところに、周りのそういうB&G財団のセンターが所在しているところに拠点がありますので、そこから皆さんで助け合いましょうという

ところでありますので、基本的にはそういった被災地に向かう場合については、主に職員がそれらを操作すべく派遣されるものと思っております。

1 番 そうすると、災害が発生した場合の応援者派遣については、B & Gのセンターがある場所でなくて、全国対象というふうになるわけですか。

町長 基本的には、B & Gの海洋センターがある市町村を支援するということでもあります。それについては、普通の広域消防とかそういったところも多くありますので、一つはそういった表の災害に対する救助を補完する形で、B & G財団が、センターが所在する市町村が助け合いましょうということでもありますので、全ての市町村にということでもありませんし、人的な配置ができないという場合は別に行かなくてもいいと、強制ではないということでもありますので、そこら辺は広域消防本部の広域災害救助というようなものではないということです。

議長 1 番議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条のただし書の規定により、特に発言を許可します。

1 番 ありがとうございます。研修等の対象は職員と消防団となっていますけれども、消防団のほうにはこの事業について説明がなされているのか。その点についてお聞きします。

危機管理室長 消防団全体にはまだそういった話はしておりませんが、昨日消防団の幹部会議がありまして、そちらのほうは団長のほうにはそういった協力をお願いすることは伝えております。

以上です。

2 番 18ページ、19ページになりますけれども、6の1の1農業振興費でありますけれども、備考欄のほうにですけれども、6次産業の売れる商品づくりとありますけれども、これは今まで活用されたことがあるのか、それとあとはどういった想定をしているのか、お聞かせください。

農業振興課長 こちらの事業につきましては、今年度から名称を変えまして取り組んでいる事業でございます。これまでも6次産業化関係の支援をする事業はございまして、そちらの事業ですと、例えば新しく商品を作ったときのパッケージであったり、食品加工の機械を購入した際の支援とか、そういったことをやってきてございます。今回の事業についても、そのような内容にさらに一部拡充して実施するものでございます。

2 番 6次化になると、やはり農家さんとかそういう感じの人しかちょっとできなくて、私も以前しようかなと思ったら、貸している田んぼじゃ駄目だと言われたんですけれども。やはり、商品開発するにしても、この6次産業化にするハードルがちょっと高いというか、やっぱり農家をしながらそこから進めて6次産業ということになっていますので、ちょっと難しいなと思って、ちょっと断念したんですけれども。こういう事業は今後続けていってほしい

と思いますので、やはり売れる商品、今後どんどん作っていただきまして、舟形町をどんどんアピールしてもらいたいと思います。

以上です。答弁要りません。

農業振興課長 当方の事業につきましては、やはり農林水産業を起点とした農業者、農林水産業者を対象としている事業でございます。これからも売れる商品ができるように努力してまいります。

以上でございます。

4 番 同じく18、19ページ、6款1項6目農地費についてお伺いします。

ここで、農業水利施設かんがい排水事業の突発事故対応というようなことがあります。1,314万5,000円の補正をしておりますけれども、主な内容というようなことでありますと、倒木により損傷した大平揚水機場の電気設備の復旧に要する経費1,314万5,000円というかなりの補正組んでおりますけれども、この被害になった状況をお聞きます。

地域整備課長 大平揚水機場の被害状況についてご説明したいと思います。

大平揚水機場につきましては、地元のほう、関係者で管理している施設であるわけなんですけれども、3月18日午前8時頃点検に地元のほうで行ったところ、受電用の電線に倒木がありまして、その影響で揚水機場の建屋に隣接している受電電柱が折れて倒壊しまして、その上に乗っかっている気中開閉器が破損したものであります。

気中開閉器は、電柱の上にある高圧受電のための機械で、事故電流、例えば揚水機場内の電気設備が故障しまして、電気の逆流があつたりする場合に対応する遮断機、遮断設備のような、そういうために使われる設備であります。

状況としては以上です。

4 番 まずは3月18日というようなことで、現在はそこを復旧して、農作業、田植等々終了しているのではないかと思いますけれども、この1,314万5,000円に係るこの経費の根拠というものは取られているのかをお聞きます。

地域整備課長 経費の根拠につきましては、これにつきましては3月18日に被災しまして、田植までに何とか直さなければならないということでありましたので、令和8年度の当初予算にあります圃場整備事業費の中から、圃場整備の負担金を県営事業圃場整備の、県に対する負担金の項目、負担金の項目から一旦お借りして流用しまして、工事を実施したところであります。工期は4月17日から5月20日までということで、工事費1,314万5,000円を予算計上したところであります。

以上です。

4 番 この工事に関しては緊急を要した工事だと思いますけれども、工事業者に関しては、これは特命発注というようなことになるのでしょうか。確認します。

地域整備課長 業者につきましては、東北電気保安協会ということで、大平揚水機場の電気設備を常に点検している業者であります。先ほどの金額については、その業者の見積りということで、工事費を算定しているところであります。

町長 若干補足しますと、1月29日から2月3日までの災害救助法が指定されるぐらいの大雪のときの雪で倒木があったのではないかとこのところであります。この事業については、ある程度公共性のあるものというところが一つ大きな事業採択の要件ではあるんですが、大平揚水機場でいくと大平の開田に揚水をしているというところで、受益者が特定されるというところで、非常にこの事業については採択的にどうかというところを言われたんですが、私からも高橋農林水産部長、それから次長のほうにもお願いしますし、伊藤重成先生のほうからお声がけをいただいて、特別にですね、認めていただいて、何とか大平の耕作に間に合ったというような事業でございます。

以上です。

8番 すみません、ちょっとお話聞いていますと、何か送電設備のような気がするんです。私のところにも揚水機あるんですけども、分電盤といいますか、そこまでは電力のほうで責任を持つと。そういうことで、今までも電柱が倒れたりとかというのは電力さんのほうで修繕をしていただいたというような気がしているんですけども。これを、受益者が出すという、ちょっとその辺が分からない部分があるんですけども、その辺の説明をお願いします。

地域整備課長 大平揚水機場については、高压受電ということで高压で動いているんですけども、その場合の管理分岐点が、送電線までは電力で、気中開閉器から電柱、高压電線、建物に入る部分、建物に受電する部分につきましては、気中開閉器、電柱、あと建物の中に入る高压電線と、大平揚水機場の管理ということで、はっきりここは管理範囲が決まっているところでございます。

以上です。

7番 それでは、同じページの一段上の農業振興費の中で、19ページですね、農業振興費の中の地域農業構造転換支援事業費補助金ということで4,100万ほど上がっております。この、まず事業内容について質問いたします。

農業振興課長 こちらの事業につきましては、令和7年度の国の補正予算で措置された事業でありまして、農業用機械そして施設等を導入できる事業であります。補助率は国10分の3となっております。

以上でございます。

7番 それで、農業用機械と施設への補助金ということなんですけれども、この文字というんですかね、読む限り、農業の構造転換というようなものがうたっています。これ、どういうふうな農業の構造転換を見込んでの補助金の計上になっているのか。というのは、この構造転

換にはどういう農業の構造転換を見込んでのことなのか、質問いたします。

農業振興課長 こちらの構造転換という意味については、私どものちょっと解釈ですが、通常の、例えばその1行上にある農地利用効率化支援事業とも似ていますが、地域計画を進めていくという条件もありまして、今回の予算についてはその地域計画を進めること、そしてあと農業者がなかなか機械の高騰で大変だということもありまして、予算を非常に多くつけていただいた、今回初めて実施される事業であります。機械の導入を促進して、農業の構造転換を進めるという意味と捉えてございます。

7番 理由づけは、舟形町の職員はうまいなと思っております。できれば、こういう農業転換、何の農業転換をするための補助金かというのをしっかりできるようなやはり補助金にしてもらいたいなと、私は思います。補助金出してもらう側は大変助かるでしょうけれども、やっぱりそれなりの、農業の構造転換ってすごく大きなテーマだと思うんですけども、そこら辺の説明をしっかりできるように、今後とも頑張ってもらいたいと思います。

農業振興課長 あくまで国の、国庫補助事業でございますので、構造転換という大胆なネーミングについては、私どもちょっと知り得ない部分もございますが、こちらのいろいろな事業出てきたときに、より有利な採択されやすい事業を選んでエントリーして補助金を頂戴しているという事業でございます。

5番 私は、18ページ、19ページ、6款2項1目農林振興費の中の、野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金135万円とかありますけれども、これには、申し訳ないですけども、緊急銃猟は分かりますけれども、麻酔とかの補助は入っているのでしょうか。

農業振興課長 こちらの補助金につきましては、昨日奥山議員から一般質問頂戴したやぶの刈り払いと不要果樹の伐採の補助金でございまして、緊急銃猟は関係ございません。

5番 大変申し訳ありません。それはそれとして、やはり今、宇都宮でもこのたび、緊急銃猟は絶対できない市街地にあるわけです。それに対して麻酔というのが一番効果的なのかなと私も感じましたので、その辺については、町としては考えがあるのか。その辺について伺います。

農業振興課長 麻酔銃の使用に関しては様々な制約がございまして、昨年新庄市で麻酔銃で熊を捕獲した際には、県庁のみどり自然課のほうにその麻酔銃を使える方を要請しまして、派遣をしていただいて実施していただいたという経緯がございます。当町においても、そのように対応できればと考えているところでございます。

5番 ぜひ、町としても速やかに対応だけできるようなシステムをつくっていただかないと、本当にいつ出てくるか分からない熊ですので、テレビ報道を見たときの素早い動き、あんなものに対処できるわけないんで、町としても積極的に関わっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

農業振興課長 緊急銃猟は、いつそういうふうにする時期が来るか分からないものですから、予算の中でもその2行上の緊急銃猟時の捕獲の報償費とか、いろいろ予算を確保して実施に備えていきたいと考えているところでございます。

3番 16、17ページになります。4の1の3診療所費についてお聞きいたします。この工事請負費ですけれども、当初予算では4,356万円置かれてあったと思いますけれども、その工事の内容についてお聞きいたします。

健康福祉課長 当初の内容でございますが、舟形クリニック内の電気のLED化の交換工事と、停電になった場合に光る電球の交換工事でございます。

3番 停電になったときに光るというのは、非常灯だと思います。今回57万2,000円ですか、補正されていますけれども、この補正になった要因ですね、それについてお聞きいたします。

健康福祉課長 当初予算に計上した数字の見積りについては、昨年の12月頃取った見積りでございます。その後、物価高騰によってLEDの単価も上がったということと、あと駐車場内、地下の先生及び看護師の方が止める駐車場内の倉庫とか、そちらのちょっと電気の数量が含まれていなかったということもありまして、全体を再設計したところこの金額を追加して、今後発注で舟形クリニック全体のLED化を、交換したいという旨で補正を上げたところでございます。

3番 分かりました。最終的にこの工事が完成する時期ですけれども、それについてお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 この工事のLEDにつきましても、発注後3か月、4か月ぐらいの手配期間があるということを受けていますので、一応工期は11月末ぐらいを見込んでおるところでございます。

1番 22から23ページの、11款3項11目公共施設等の災害復旧費の工事請負費1,051万7,000円の内容をお願いします。

総務課財政係長 こちらの工事請負費についてお答えいたします。

こちらについては、令和7年度シーズン的大雪に伴います公共施設等6件の復旧工事となります。具体的な内容につきましては、まずは町の交流施設ふなぼんのテラスの復旧、また若あゆ温泉クラブハウス屋根の復旧、それからセンターハウスの屋根の復旧、それであとは舟形小学校のバス車庫、県道沿いになりますが、そちらのほうの壁面、それから引込線などの復旧、あと防災行政無線、新堀地区になりますが、そちらの設備の復旧、それから福祉避難所の非常用発電機の、屋外にあるんですが、そちらの屋根の復旧ということで6件分の金額となっております。

以上です。

1番 今、6件言われましたけれども、大体事業費大きいところをお願いします。

総務課財政係長 事業費としましては、まずは交流施設につきましてはテラスが88万円、若あゆ温泉のクラブハウスにつきましては377万8,000円、センターハウスにつきましては59万8,000円、舟形小学校バス車庫につきましては151万8,000円、防災行政無線新堀地区につきましては365万2,000円、福祉避難所「てとて」につきましては9万1,000円ということで、合計しまして1,051万7,000円となっております。

1 番 分かりました。今季は、大変大雪ということで施設管理も大変だったと思うんですが、やっぱり今後の管理体制強化というか、そういう点については、今後の被害防止という面から話合いが行われて、今後施設を守っていくとか、そういうような話合いとか、検討はなされたんでしょうか。

総務課財政係長 公共施設、これらのほかにも昨年度緊急で修繕対応したところもございますけれども、一応復旧する際に、単純な復旧だけでは同じような災害といいますか、大雪の際には同じようになってしまう部分もあるかと思います。そのために、例ですけれども、長沢交流センターは手すりをやられてしまって、それでまた復旧したのでは同じように大雪がなった際、手すりがまた同じように折れてしまうということがあるというふうになりましたので、ベランダのほうに行かないように、手すりをまずは取っ払った上でベランダのほうに行かないように塞いだ上で対応したということもあります。

同じように、交流施設ふなぼんのほうでも、テラスをもう一度復旧したのではまた同じような大雪の際、同様の被害が生じてしまうということもありましたので、テラスを解体しまして、そちらのほう真っさらな敷地にして、そのほかの、例えば学生さんたちが何かその敷地でバーベキューしたりですとかそういったことで使うというふうに、一応対策も検討した上での復旧としておりますので、一応そういったところで、ケース・バイ・ケースですけれども復旧を講じているところです。

以上です。

2 番 ただいまの関連で、温泉のクラブハウスの300万円の修繕費ということで上がっていますが、今回修繕する内容ですけれども、そこについてお聞きします。

ふるさと応援推進室長 このたびのクラブハウス屋根の修繕につきましては、まず軒先のほうが今まで90センチということで長くて、なかなか弱いんじゃないかということで、それを少し短くした上で屋根の張り替えをしたいという内容となっております。

5 番 私は、20ページ、21ページ、防災費の中の防災事業、B & Gから重機等が町に来るということをお伺いし、活用方法としては災害時ということで、1 番議員が質問されて納得したんですけれども、災害時以外、例えば大雪も災害になると思うんですけれども、そういうときには町としてはそれには使えないんでしょうか。その辺をお聞きします。

危機管理室長 平時につきましても、活用は可能となっております。大雪に対しても活用可能で

あります。

5 番 平時でも活用できるということで、やはりその辺、メニュー的にどういうふうになるのかは、町内会からの要請とかいろいろあるかと思いますが、その辺についても、やっぱりどういう条件の場合に使えるということもやっぱり町民に知らないと、何のために、せっかく、小屋にしまっておくだけではもったいないなと私も思いますので、その辺十分配慮していただきたいと思います。

町長 これは、基本的には町民に一般的に貸し出すというものではございませんので、そこら辺はちょっと、まず、その点と一線は画していただきたいというところがございます。したがって、町のほうで必要な場合に使うということを前提にしながら、その上でどういう使い方ができるかということを考えていくということでもありますので、最初から町民の方々にどうぞ使ってくださいというようなものではないということだけは認識していただきたいと思います。

5 番 分かりました。そういう風呂敷を広げるということとはできないということですので、ただ町としてもせっかく、今コテージ等の破損に対してもいろいろあるかと思いますが、今後どういうふうな活用方法があるのか検討していただきたいと思います。

2 番 同じ20、21ページの9款1目3の防災費の今説明ありましたけれども、まず今回B&G財団のほうの防災整備事業という形で、まず必須ということでショベルとスライドダンプ、救命ボート、あとは倉庫とありますけれども、自治体の任意機材といたしまして軽トラック、運搬車両、除雪機、ライフジャケット、B&Gロゴステッカー等が上げられていますが、この中の要件というものはある程度決まっている内容があるのか、その点まずお聞かせください。

危機管理室長 資機材の要件でありますけれども、要件につきましては防災、災害に活用するものというところで、そういった要件はございます。

以上です。

2 番 ちょっと調べてみたんですが、やはりB&G財団ということで、確かに防災的なものに適したものとありますけれども、まずは年間数回でも使う要件とかいろいろあると思います。あとはその中で決められたパッケージと、あとは町で用意することとありますけれども、平時の利活用プランといたしまして、非常時だけで倉庫に眠らせておく備品にすることは認められません。平時から数年間以上の重機操作研修、地域の道路・環境整備、あるいは行政・スポーツイベント等で機材を積極的に活用することが要件化されていますとありますけれども、やはりB&G財団なのでスポーツイベント等も含めた内容であるのであれば、やはりここは雪国でありますので、やっぱり雪上を走行する4輪バギーだったりとか、そういう、4輪バギーといっても今道路も走れる4輪バギーに、アタッチメントをつけるとダンプ

カーになったりとか、あとタイヤをつけたり、クローラーをつけたり、そういう通年通して使えるようなすごい防災、消防庁でも使っている4輪バギーとかあります。そういうものはやっぱり雪国にとっても必要なのかなと思いますけれども、そういう要件として使うのであれば、スポーツとかいろいろなイベント等、もしそこが可能であれば、やっぱり小学校のスキー授業だったりとかに活用できますし、そういった雪国ならではのやっぱり防災器具ということも上げられないのかなと思ってちょっと確認したんですけれども、その点どうでしょうか。

危機管理室長 ただいまの冬場のというところで、ただいま財団のほうには軽トラ等の資機材については申請中でございますけれども、そういった冬場の災害に向けたものというところで、他自治体、B&G財団から支援を受けているところもございますので、そういったところを参考にして、これからB&G財団との打合せもありますので、そういったところをちょっと参考にさせていただきたいと思います。

2番 4輪駆動となりますと、雪だけではなく、例えば災害が起きたときには、やっぱり土砂災害だとかいろいろあります。そういうときに、軽トラックとかで行けない場所は4輪駆動のバギー等は多分走破できると思います。やっぱり使い道のある防災機材ということで、いろいろな活用できるものがありますので、これ防災レスキュー車両としても活用されているような4輪バギーもございます。そういったアタッチメントで、冬季もいろいろな機能性を持たせるような使い方もできますし、ましてやスポーツイベント等にも活用できるという考えから、その点も踏まえてちょっとお考えいただきたいなと思います。

住民税務課長 財団からの当初の視察の段階でちょっと私入っていたものですから、私からちょっと回答させていただきたいと思います。

現在もう既に財団とは申請書のやり取り、内容の精査等が入っておりますので、メニューもある程度示させていただいているところでございますので、なかなか今から変更ということは難しいかとは思いますが、そういったご意見もあったということは参考までに私のほうで受け取らせていただければと思います。

以上です。

4番 22、23ページ、10款の教育費4項3目でございます、文化財保護費、この中で20万円の補正、西ノ前遺跡公園の女神の郷管理事業、これの修繕料の20万円ということになっていきますけれども、この内容をお聞きます。

教育課長 ただいまの西ノ前遺跡公園女神の郷管理事業の修繕料の内容でございますけれども、夏場芝刈りをしているんですけれども、その芝刈り機の芝を刈るカッター部分がちょっと故障してしましまして、それに伴う補正額なんですけれども、当初10万円の修繕料は計上していたんですけれども、見積りを頂いたところ10万円ではできないと。大体30万円ぐらいかか

るところで、今回20万円の増額補正をさせていただいたという内容でございます。

以上です。

4番 見積りは何社からお取りいただいたのかお聞きします。

教育課長 見積りの業者数なんですけれども、購入先の1社のみの見積りを参考にさせていただいたところでございます。

以上です。

3番 16、17ページ、2の1の6まちづくり推進費の空き家対策事業、昨日の一般質問でも一部答弁あったんですけれども、当初予算1,800万円置かれてあったと思います。これの4月以降の実績について、まずお尋ねいたします。

地域整備課長 4月以降の実績につきましては、交付決定が6件となっております。

以上です。

3番 分かりました。今回1,469万4,000円ですか。これの予定ですけれども、住宅なのか、作業小屋なのかの内訳もお聞きしたいと思います。

地域整備課長 住宅、作業小屋の区分でありますけれども、現時点での実績を含めた相談件数も含めた数字になります。住宅が14件、小屋等が16件となっております。

以上です。

1番 18、19ページ、6の2の2林業振興費の鳥獣被害対策事業の緊急銃猟時捕獲報償費33万円の内容をお願いします。

農業振興課長 こちらにつきましては、緊急銃猟を行う際に猟友会、実施隊員の方が射手の方をサポートするというか、例えば実際撃つ方は射手として委託料を予算を確保しているところなんです、それを周りでサポートする実施隊員の方々の報償になります。単価2,000円で計算をしているところでございます。

1番 ちょっと単価安いような感じしますけれども。そうすると、今年度については、その状況によって緊急銃猟の体制に備えていくと。前年度よりか一步踏み込んだ体制を取るというような理解でよろしいのでしょうか、緊急銃猟に対して。

農業振興課長 昨年度もこのように補正予算で報償費、予算確保をしたところだったんですが、基本的には猟友会さんのほうで、やはりいろいろなリスクがあるので、なるべくなら緊急銃猟はしたくない、避けたいという考え方は根底にはございますが、今回指定管理鳥獣、今回緊急銃猟の関連の補助事業がございましたので、当初予算で取っていない分を、必要な分を今回確保させていただいたということではありますが、昨年度についても途中で、補正予算でこういった報償費とかは予算は確保させていただいたところでございます。基本スタンスは変わりません。

1番 猟友会の話出ましたけれども、金山町では、昨日の議会ですか、新聞報道によりますと、

箱わなを見守る猟友会の労力軽減のために、A I の画像認識機能を持つ監視カメラの導入を検討するというような答弁があったんですが、これについては舟形町としてはどういうふう
に、この対応についてはどういうふうにか考えるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

農業振興課長 舟形町の場合については、もう数年前からメール配信されるシステムを導入して
ございまして、随分前から、画像ではないんですけども導入していたということでござい
まして、そのシステムをまず使っていきたいと考えております。

9 番 17ページになります。2の1の6まちづくり推進費、この中の地域運営組織運営事業費補
助金70万円になっていますけれども、この事業内容をお伺いします。

まちづくり課長 ただいまの質問にお答えします。

こちらの地域運営組織運営事業費補助金の70万円の増額についてなんですが、これにつつま
しては堀内松橋地区の松橋わらび園、こちらを管理しています松橋わらび園管理組合のほう
から、その営業を今年度の営業をもって解散、閉じたいといった申出がありました。そうい
った中で、堀内地区の資源を活用した財産でありますので、堀内地区の運営組織のほうに今
後の活用についてちょっとご相談をかけたところであります。その中で、地域運営組織の代
表の方にまずはお話ししたところ、まだ管理に対して誰が管理するのか、どういった管理が
あるのか、そういったところをまだ精査できないままです。今後ちょっと検討に
していくといったところで話が、現時点ではなっております。ただ、今後管理をしていくと、
地域運営組織において管理していくとってなった場合に、既に夏の作業といたしまして草
刈り等の作業がもう発生するんだそうです。そういった中を積算したところ、草刈りの人夫
賃金、大体70万円ほどかかるというふうに積算したものです。ですので、今後堀内地区地域
運営組織において松橋わらび園を管理運営していくとなった場合に、すぐ作業に取りかかれ
るように70万円を予算計上した内容であります。

9 番 そうすると、このわらび園を今年いっぱいはやめたいという話というのは、今年になって
からそういう話が出たと、急遽出てきたと、そういうことでよろしいんですか。

まちづくり課長 そういった話が、今年4月に入ってから寄せられたという内容であります。

9 番 内容分かりました。この補助金に関しては、当初予算で200万円取っているわけです。そ
ういう中で、地域運営組織というのは立ち上げた時点で連合町内会を強化すればいいんじ
ゃないとか様々な意見が出たと思います。肝煎りの事業が当初予算で200万円というのは非常
に私としては少ないんじゃないかなと感じていたところです。その辺を、当初予算の考え
方を、その事業内容も含めてですけれども、もう少し考えていただきたいなと思いますので
よろしくお願いします。

まちづくり課長 地域運営組織に対する当初予算は、ご質問のとおり1団体50万円で4地区分と
しております。この50万円という積算の内容につきましては、地域の課題、地区びじょんに

掲げてある地域の課題に取り組むものとしたしましての50万円ということを算出したんですが、うちイベント等も行っているというような内容になっておりまして、ただイベント等につきましては上限20万円までに抑えてほしいと。できれば地区の課題の解決にということで、ちょっと中ですみ分けをしていたところです。

ただ、今、石山議員からご質問ありましたように、今回の堀内地区のように地域運営組織においてそういった収入を得る活動もやっていきたいといったことに対しましては、町といたしましても今後支援してまいりたいという考えを持ってございますので、石山議員のご質問にありましたように、地域運営組織においてそういった活動内容、もっと地区課題に向けた、収入を含めた活動もやっていきたいというようなことであった場合は、町においては支援していきたいと考えております。

以上です。

2番 18、19ページの6款2項1目の林業振興費でありますけれども、猟友会の話でちょっと確認の件ですけれども、舟形町にもライフルの取得をされている方がいらっしゃると思います。今回、災害に遭った射撃場が、やはり300メートルの距離を保てないということでありまして、県、国とか入っての事業だと思いますけれども、進捗状況的なものはどういうふうに進んでいるか、分かればお願いします。

農業振興課長 復旧の進捗状況ということでございますが、令和6年度豪雨災害で被災してから、いろいろな方から現場を視察していただいております。例えば、鈴木副大臣、現在は農林水産大臣ですが、だったり、あとは舟山国会議員とか、参議院議員とかから見ていただいたり、いろいろな方々から見ていただいているところだったんですが、今現在、その復旧の制度がないという状況をお聞きしました。それで、いろいろな鳥獣の対策の交付金事業とかでは、新設はできるんですけれども復旧のメニューがないとか、そういった状況でございますので、国等に制度の新たな創設等を要望している状況でございます。そこからは今のところ進捗をしていないという状況でございます。

以上でございます。

2番 やはり射撃場、その距離を持ったところはあまりないということあります。やはり今、熊対策とかすごく重要視されている中で、やっぱりそういう練習場所がないということは、ちょっと、何かこう温度差が違ってくるかなと思っていますので、できる限り早く練習射撃できるように、まず町のほうでも声がけしながら進めてもらいたいと思います。

町長 この猟友会の射撃場につきましては、土地は舟形町の名義でございます。そして、それを山形県の猟友会にお貸ししているというところで、ライフルの射撃場も散弾銃の射撃場もでございます。

その中で、まずは営林署の最上支所というところで、国有林も一部ありますので、まずは射

撃場に行くところの道路も崩壊しましたので、その林道の災害復旧を急いでもらったというところがございます。一部国有林も入っていますので、何とか全部できないかという話を申し上げたんですが、やはり国有林以外のところには営林署としては手をつけることはできないというところで、ただ町の部分の民地の部分が復旧してきたら併せて最上支所のほうでも対応するという約束はいただいております。

いずれにしても、町の土地ではあるんですが、施設が県の猟友会のものでありますので、県のほうにも再三再四そのことについてはお願いをしておりますし、ようやく、ちょっと新聞で報道されたら総合支庁とかが動いていただいているところではあるんですが、まずは最初の復旧の見積りが1億円を超えるというところで、多分県のほうが二の足を踏んだんだと思うんですが、こういう熊の出没が多くなってきているという状況を踏まえたと、狩猟免許といいますか、銃の所持免許を持ってからライフルを所持するまで10年かかるというところもございますし、そしてそのライフル、300メートルというライフルの射撃場を持っているのも舟形にある県の猟友会の射撃場ということで、東北では唯一だということもありますので、やはり猟友会の方々の射撃技術というものも向上させるためには必要なものだと思いますし、崩れた土砂を全部搬出するところで1億円だったので、そういったものをうまく敷きならしたり、いろいろな工夫をしながら、安価にできる方法も考えながら、ただ町の土地に県の猟友会のものがあるから舟形町だけ支援するというのはこれは違うだろうということで、最上広域の中でも真室川町長さんなんかは町の要望会に国のほうにわざわざ舟形町の射撃場というところで要望していただいているところもございます。やはり、そういう機運を高めていって、県のほうからもしっかり支援をしてもらうように、なお強く要望してまいりたいと思いますので、議員の皆様方からも事あるごとに、その件については県会議員であつたり、国会議員のほうにもぜひお口添えをしていただければと思います。

6番 ページが22ページ、4項社会教育費の3、文化財保護費の中で、先ほど修繕内容等につきましては答弁をいただいておりますので分かりましたが、その目的というのは公園の整備、美化、きれいにして多くの方々からこの西ノ前遺跡公園を見ていただくということが目的だろうと思います。そういった中で、この公園への入園者数というか、もし把握していればどういう現状なのか、全然来ていないのか、この辺について把握していれば結構です、お願いしたいと思います。

教育課長 ただいまの質問の西ノ前遺跡公園の入園者数の把握についてなんですけれども、正直、人を配備して把握しているというシステムは取ってございません。

あとは、入園者の状況なんですけれども、私の分かる範囲でお答えさせていただくと、やはり県外ナンバーの方はちょくちょく見受けられるなという印象は持っています。

それから、先日レッドライトキャンペーンでしたか赤十字の事業、女神の像を赤いライトで

照らすということを行っておりました。そのときは、やはり山形新聞のほうでも報道していただきましたので、その効果がございましたので、やはりその公園の場所に足を運んでいただいたというところもお聞きはしております。

以上でございますがよろしいでしょうか。

6番 ありがとうございます。

あともう一つですが、PRの方法として町のホームページという方法もあるわけですが、この点については活用しているのか、お聞きしたいと思います。

教育課長 町のホームページを活用しての西ノ前遺跡公園のほうはアップはしております。ただ、目的なんですけれども、確かに多くの方に公園のほうに足を運んでいただくということもそうなんですけれども、やはりその遺跡を保存するというのがまずは第一の目的で、あそこを管理しているというところをご理解いただきたいなと思います。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第43号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について

議長 日程第2 議案第43号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

2番 ページが34、35の3款1項1目の介護システム改修の件ですけれども、マイナンバーカードに入れるという話ですけれども、こういう事業的なものは分かりましたけれども、マイナンバーカードでよくお医者さんに行くとお薬手帳と言われることがありまして、アプリを落

とすとお薬手帳とつながるみたいなことはあるんですけども、こういうシステムでお薬手帳とマイナンバーカードをつなげるような事業等は考えていないのか、お聞きします。

デジタルファースト推進室長 マイナンバーカードでお薬手帳を確認できるというシステムにつきましては、国のほうのサービスとして提供しているものがございます。

以上でございます。

2 番 国のほうでしていることは分かりますけれども、その国のほうのやつを町でマイナンバーカードにひもづけ等はできないのか、確認したいです。

デジタルファースト推進室長 具体的な国のシステムにつきましては、マイナポータルと言われるツールから見ることはできますが、それと町のシステムとのデータ連携というものは、今のところ国から示されているものはございませんので、確認する際はそちらのマイナポータルから確認していただくといったものとなります。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第44号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の設定について

議長 日程第3 議案第44号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第45号 舟形町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第4 議案第45号 舟形町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農業振興課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第46号 令和8年度長尾橋橋梁補修工事請負契約の締結について

議長 日程第5 議案第46号 令和8年度長尾橋橋梁補修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域強靱化対策室長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

4番 これで長尾橋に関しては全て工事は完了となるのか、お伺いします。

地域強靱化対策室長 長尾橋のほうは、令和6年度に1期工事として2径間分行っておりまして、今回3径間分、全て5径間分となりますので、全体が終了という形で計画しております。

以上です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議員派遣の件

議長 日程第6 議員派遣の件について議題といたします。

議員派遣の内容につきましては、本日配付したとおりでございます。朗読は省略をいたします。

議員派遣の内容についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定をいたしました。

議長 以上をもちまして6月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。

町長よりお礼の申出がありますので、お受けしたいと思います。

町長 令和8年第2回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

6月8日から3日間の日程で、承認が6件、報告が5件、一般会計予算及び特別会計の補正が2件、条例の設定及び制定について2件、請負契約の締結が1件、合計16件の案件につきまして、原案どおり可決賜りまして、心より御礼を申し上げます。

本定例会において一般質問やご審議の中で賜りましたご指摘やご提言は真摯に受け止めて、行政運営に努めてまいりたいと思います。

さて、議員各位におかれましては、梅雨の季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため、特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 これで本日の日程は全て終了いたしました。

以上で会議を閉じます。

令和8年第2回舟形町議会定例会を閉会いたします。

3日間にわたる慎重審議、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前11時37分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 齋 藤 好 彦

署 名 議 員 荒 澤 広 光

署 名 議 員 石 山 和 春